

経済と経営 17-4 (1987. 3)

〈論文〉

第 I 部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」, および, 「自然権」, 「自然法」, の諸概念の分析 (第 I 章——第 XII 章)

鈴木秀勇

第 III 章 (つづき)

II — A

1) “DC.” Cáp. I. は, それので §. 1. で, “EoL.” Pt. I. Chap. 14. §. 1 に似て, まず, 「人間の自然本性としての諸能力」は, 「身体力 (*vīs corpórea*), 経験 (*experiéntia*), 理性 (*rátio*), 情念 (*áffectus*) の「四種」に帰着する, と予示したあとで,

2) これらの「諸能力から帰結する理論」の「第一」を, ここで述べれば, として,

a) それは, i) 「これらの諸能力を付与されているところの人間は, 互いに他人にたいして (*áalteri ádversus áalterós*), どのような思惑〔下心。意図〕 (*quid ánimī*) を抱くものなのであろうか」,

ii) 言いかえれば, 「人間は, はたして, 社会に適合したものとして生まれついている (*áptī nātī…ad societâtem*) ものかどうか」,

iii) 「また, そのように生まれついているのは, どのような能力によるのか」, iv) 「さらに, 相互に加え合う暴力に立ち向かって自分の生命を保持す

るのに適合したものとして生まれついている ((*apti nati*) ad *conservandum se adversus mutuam vim*) のかどうか, v) 「また, そのように生まれついているのは, どのような能力によるのであるか」, を, 「示す」ことであり, b) 「ついで, 第二に」, 「さらに進んで」, 「こうした事態にたいして必然にとられなくてはならない方策は, どのようなものであるのか (*quid consilii*), そして, 人間の社会の, すなわち平和の, 諸条件とは, なにであり, 名辞だけを変えていえば, 基本となる諸自然法とは, どのようなものであるか」を, 「示す」ことである, と語っている (DC. *Cáp. I. §. 1. OL · II. pp. 157–158*).

本章では, しかし, 上記のうち, 再言すれば, 前記・a), i), 「人間は, 互いに他人にたいして, どのような思惑〔下心・意図〕を抱くものなのであろうか」, ii) 言いかえれば, 「人間は, はたして, 社会に適合したものとして生まれついているものかどうか」, iii) 「また, そのように生まれついているのは, どのような能力によるものか」についての・ホブズの「理論」を, iv) 「さらに, 相互に加え合う暴力に立ち向かって自分の生命を保持するのに適合したものとして生まれついているのかどうか」についての「理論」, すなわち, 本稿・第II部・第III章。X), P), Q) (『教養部紀要』。第29号。)に分析した「自然権」の「理論」との関係で, 扱うにとどまる。

なぜなら, この扱い方が, 「各人にたいする・各人の戦争」(“DC,”にあっては, 「戦争」)の〈二つの・個別の原因〉を, 明らかにする道であるからである。

そして, 予め言えば, これらの「原因」の〈最初の契機〉のうち, 論述の上でもっとも大きな比重を与えられているのは, 「思い上がり」の「情念」である。

3) ホブズは, 上記の「理論」のうち, まず, 「人間は, はたして, 社会に

適合したものとして生まれついているものかどうか」についての・自らの見解を, つぎのようにして, 表明し始める。

a) ——「国家 (rēspública) について, なにらかの著述をものした人々の大部分が, あるいは想定し, あるいは要求し, あるいは期待しておりますのは, 人間とは, 社会に適合した動物として生まれついている (hóminem esse ánimál áptum nâtum ad societâtem), ということであります。ギリシャ人たちは, 人間を, 国家という融合体をつくる動物 (**ζῶον πολιτικόν** [ゾーオン・ポリーティコン]) と, 呼んでいるのです」(DC. Cáp. I. §. 2. OL・II. p. 158)。

(周知のとおり, アリストテレースは, それの『政治研究』(ないしは『ポリス〔国家〕の研究』。通称『政治学』。“**Πολιτική**” [ポリーティケー]・A(第I編), 2 (第2章)), 1253・a・2-3にあって, 「それゆえ, 以上の諸点から明白でありますのは, 国家とは, [人間の] 自然本性に基づくものに属する (**τῶν φύσει**. [トーオン・プヒユセイ]), ということ, および, 人間は, 自然本性に基づいて (**φύσει**) 国家という融合体をつくる動物である (**ὁ ἄνθρωπος φύσει πολιτικόν ζῶον** [ホオ・アントフローポス・プヒユセイ・ポリーティコン・ゾーオン]), ということとでありますし…」と規定している。

しかし, アリストテレースがここで「自然本性」と言う時, この語は, 特有の意味を与えられているため, 上見の規定が下されるに至る経緯を, 溯って辿っておくことが, 必要である。

a) アリストテレースは, 「国家」を「探究」の対象とする時にも, 「他の探究対象の場合とひとしく」, 「導きの糸たる方法 (**ἡ ὑφηγημένη μέθοδος**. [ヘー・ヒュプフヘーゲーメネー・メトホドス])」は, 「統合されたもの (**τὸ σύνθετον**. [ト・シュントヘエトン])」を, 統合されていないもの (**τὰ ἀσυνθέτα**. [タ・アシュントヘエタ])」にまで, 分解する (**διαρεῖν**. [ディアイレエイン])」という「方法」である, とする (第I編・第I章. 1252. a. 17-19)。

b) しかるに, もとより, 「統合されたもの」を, 「統合されていないもの」

にまで、「分解する」という・この「方法」にしたがうことは、同時に、逆に、「統合されていないもの」から〈出発〉して、「統合されていないもの」が「統合されたもの」にまで〈組成〉される道程を、知ることでもある。

c) ところで、のちにあらためて見るとおり、「統合されたもの」としての「国家」にたいして言えば、i) 「統合されていないもの」とは、〈二つ〉——一つには、「子を産むこと」を「目的」とする・「男性」と「女性」との「二者合一」ないし「融合体」と、および、二つには、「福利」を「目的」とする・「主人」と「奴隷」との「二者合一」・「融合体」とである。

ii) そして、この・二つの「統合されていない」「融合体」から〈組成〉された・〈第一〉の「統合されたもの」(〈第一〉の「統合された」「融合体」)が、「世帯」ないし「家」であり、

iii) 「多数の世帯」からなる「融合体」(「家」の「分家」の「融合体」)である「集落」が、〈第二〉の「統合された」「融合体」であり、

iv) さらに、「多数の集落」からなり・かつそれらの「完成体」である・「統合された」「融合体」で、自らの〈目的〉である・成員の「生存」と「豊饒な生活」とおいて、「自己充足の極に達した」・〈第三〉のものが、「ポリス(国家)」である。

d) それゆえ、すでにb) に述べたところからすれば、あの「導きの糸たる方法」にしたがうことは、「国家」については、上に挙げられた・〈二つ〉の「統合されていない」「融合体」から、〈三つ〉の「統合された」「融合体」への道程を、辿ることでもある。

e) この意味をこめて、アリストテレースは、言う。——「他の探究対象について」あの「導きの糸たる方法」にしたがうことが「必然でありますのとおなじく、私たちは、国家がそれから組成されているもの〔上記の・〈二つ〉の「統合されていない」「融合体」と、「世帯」・「家」と「集落」という・〈二つ〉の「統合された」「融合体」と〕を探究するにあたりまして、それらのもの〔上に挙げた・〈四つ〉の「融合体」に「国家」という「統合された」「融

合体」を加えたもの)につきましても、それらのものが、どのようにお互いに相違しているのか、ということと、そしてまた、上に挙げられた・各々のものにわたる体系をとらえることができるかどうかとを、よくよく見てみなくてはならないのです」(第I編. 第1章. 1252・a. 18-23)。

f) ところで、「統合されていないもの」から「統合されたもの」への道程を辿り、しかも、「上に挙げられたもの」の〈相互の相違〉と、〈体系〉とを、「よくよく見てみなくてはならぬ」場合に、心に浮ぶのは、「統合されていないもの」とは、「初めにあるもの」であり、「統合されたもの」とは、「初めにあるもの」から「生み出されたもの」(*τὰ πράγματα φύομενα*. [タ・プラグマタ・プヒユオメナ])である、ということである。

g) したがって、「統合されたものを、統合されていないものにまで、分解する」ことが「導きの糸たる方法」である、ということから派生する方法は、「統合されていないもの」から「統合されたもの」が〈組成〉される道程を見ることであり、そして、その方法が、「…人が、初めにあるものから出発して、生み出されたものを見ていくとしますならば、他の探究対象にあってとおなじく、上記の探究対象につきましても、やはり、いちばん正しい見方をすることになるでありますよ (*ἐν τούτοις κάλλιστ' ἂν οὕτω θεωρήσειεν*. [エン・トウトイス・カルリスト・アン・フトー・トヘオーレエーセイエン])」(第I編. 第II章. 1252・a. 24-26)と言われるものである。

h) さて、かかる派生的「方法」において「初めにあるもの」(「統合されていないもの」)とは、なにであるか。

i) アリストテレースは、「まず、お互いに相手がいなくては自分の役割を果たすことができない者たちが、二者合一すること (*συνδυάζεσθαι*. ([シュンデュアゼストハイ])は、必然であります」[この「二者合一」は、のちに「融合体 (*κοινωνία*. [コイノーニア])」とも呼ばれる] (第I編. 第II章. 1252・a. 26-27), という一般論をおき、しかるのち、「初めにあるもの」

としての「二者合一」・「統合されていない」「融合体」を〈二つ〉挙げる。

ii) 第一は、「たとえば、子を産むこと (*γενήσεις*. [ゲンネーシス]) を目的に、女性と男性とが、二者合一するのが、それでありませし、…」と述べられるものである (第 I 編. 第 II 章. 1252・a. 27-28)。

ところで、アリストテレスは、ここで、「(しかも、子を産むことは、任意の選択に出るものではないのでありまして、他の動物と植物との場合とひとしく、おのれに似た別の人間をあとに残したい、という欲望 (*τὸ ἐφίεσθαι*. [ト・エプヒイエストハイ]) が、自然本性としての (*φυσικόν*. [プヒユスイコン]) 欲望であるのです)」として、上の「二者合一」・いわば〈婚姻の「融合体」〉の「目的」(「子を産むこと」)が、人間の「自然本性」たる・上記の「欲望」に基づいていることを、示すのである (第 I 編. 第 II 章. 1252・a. 28-30)。

iii) さて、第二は、「また、福利 (*ἡ σωτηρία*. [ヘエー・ソーテーリイアー]) を目的とし、自然本性に基づいて (*φύσει*. [プヒユセイ]) 支配を行なう者と、自然本性に基づいて支配をうける者とが、二者合一するのが、それでありませ」とされるものである (第 I 編. 第 II 章. 1252・a. 30-31)。

イ) ここでは、「福利」を「目的」にすることは「自然本性」に根ざす、ということが暗に前提されていると見るべきであるが、「自然本性に基づいて」「支配を行ない」、また「支配をうける」、とは、敷衍して、こう示されている。

「と言いますのは、一方で、知力によって〔福利を〕予見することのできる者は、〔その知力という〕自然本性に基づいて支配を行なう者であり主人でありますし、他方で、身体力によって、〔主人が予見した事柄を〕実行することのできる者が、〔身体力による実行という〕自然本性に基づいて支配をうける者であり奴隷であるのです」(第 I 編. 第 I 章. 1252・a. 31-34)。

こうして、この・いわば〈主奴の「二者合一」(「統合されていない」「融合体」)〉は、「目的」と「合一」との二面にあって、「自然本性に基づく」もの

である。

ロ) しかし, アリストテレーズは, 上述によって, 「支配を行なう」ことと「支配をうける」こととの差異は, あくまで, この「二者合一」の「目的」たる「福利」のためのものであり, したがって, その差異は, 「自然本性に基づく」・いわば〈分業〉にはかならぬことが, 示された, と考えているように思われ, それゆえ, 〈主奴〉の両者にとって「福利」は「同一」である, として, 「ですから, 主人と奴隷とにとって, 利益は, 同一であるのです (*ταὐτο συμφέρει*. [タウト・シュムプフエレイ])」, と記している (第I編, 第II章, 1252・a. 34)。

i) i) さて, 上に見た・〈二つ〉の「統合されていない」「融合体」——この「初めにあるもの」——から「生まれ出た」〈第一〉の「統合された」「融合体」が, 「世帯 (*οικία*. [オイキアー])」であり「家 (*οἶκος*. [オオイコス])」である。

ii) がしかし, アリストテレーズは, 上述の・〈二つ〉の「融合体」「からなる」のは, あくまで, その「世帯」・「家」の「最初」の段階においてであった, として, 「申すまでもなく, これら・二つの融合体からなる (*ἐκ*) のが, 最初の世帯 (*οικία πρώτη*. [オイキアー・プローテー])であります」(第I編, 第II章, 1252・b. 9-10), とし,

そして, その傍証を詩人に求めて, 「ヘースイオドスが, 詩にうたって, 『家 (*οἶκος*. [オオイコス]) とは, そもそもの初め, 妻と役牛となりき』と申しているのは, もっともであります。なぜなら, 牛は, 貧しい者たちにとりましては, 家つきの奴隷にあたるものであるからです」と述べている (第I編, 第II章, 1252・b. 10-12)。

iii) しかし, アリストテレーズとしても, あの・〈二つ〉の「統合されていない」「融合体」「からなる」「世帯」・「家」の「最初」のものは, なるほど, 上述のようなものであったにせよ, しかし, 子は, 成人するまでは養育をう

けなくてはならない、という「自然本性にしたがっては (*κατὰ φύσιν*. [カタ・プヒユスイン])」, 「家」とは, 「長きにわたる年月のあいだ結びついている融合体の成員」のことを言うものでなくてはなはない, と考えるのである。

それゆえ, 上記・ii) の叙述につづいて, こう言われる。「もちろん, 自然本性にしたがいましては, 家とは, 長きにわたる年月のあいだ結びついている・融合体の成員のことでありまして, これらの成員を, クハアローンダスは, 同じ釜の飯を食う仲間と呼び, クレータ人エピメニーデースは, 飯櫃^{びつ}を同じくする仲間と呼んでいるのです」(第I編, 第I章, 1252・b. 12-15)。

j) ところで, 「世帯」・「家」は, 「統治」をもつものであった。

i) 「…世帯は, すべて, 年かきの者によって統治され…。そして, このことが, ホメーロスが, 『各人は, 子らと妻たちとを, 治める』と申しているところなのであります」(第I編, 第I章, 1252・b. 20-23. “*Ὅμηρος : “Ὀδύσσεια.”* I. (ホメーロス: 『オデュッセイア』。第9編)に, 「彼らは, 高き山々の頂の・丸き洞穴に住み, 各人は, 子らと妻たちとを, 治め, 互いの世話をやくことなし」と見えている。I・113-115. Loeb Classical Library. Cambridge. (Mass.), 1984. Book I. p. 310)。

ii) それゆえ, 「世帯」・「家」は, 「統合された」「融合体」の〈第一〉のものであり, かつ, 「統治」をもつ・〈第一〉の「融合体」であることになる。

k) さて, 〈第二〉の・「統合された」「融合体」は, 「数多くの世帯からなる」ものとしての「集落 (*κώμη*. [コーメー])」である。

i) しかし, 「集落」は, 「目的」をもたない。言いかえれば, 日常の「利益」を機縁とするものではない。

「集落」は, 「家」にあって成人に達した子らが, 「自然本性にしたがって」「家」から分かれてつくる・「世帯の分家 (*ἀποικία οἰκίας*. [アポイキアー・オイキアース])」である。このことは, つぎのように言われている。

「ところで, 数多くの世帯からなる・最初の融合体で, 日常の利益を目的としないのが, 集落であります。まぎれもなく, 集落は, 自然にしたがって,

世帯の分家である, とと思われるのでありまして, 集落の成員を, ある人々は, 同じ乳を吸った仲間, すなわち, 子どもたち, および, 子どもたちの子どもたち, と呼んでいるのです」(第I編. 第II章. 1252・b. 15-18)。

ii) そして, 「世帯」と同よう, 「集落」もまた, 「統治」をもつ。

「…世帯は, すべて, 年かきの者によって統治され, したがって, 世帯の分家もまた, 親戚であるという理由で, 年かきの者によって統治されるのです」(第I編. 第II章. 1252・b. 20-22)。

1) さて, <第三>の「統合された」「融合体」が, 「国家」である。

「国家 (*πόλις*. [ポリス])」の「目的」については, アリストテレースは, 師プラトーンによる規定を踏襲している。

プラトーンは, 『国政(“Πολιτεία” [ポリテエイアー])』にあつて, ソクラテースに, 「私たちの各人が, 自給自足できるものではなく, 数多くの人々を必要とするからこそ, 国家〔ポリス〕は生まれるのです」(第II編. 369・b. 5-7)。「いうまでもなく, こういうわけで, 数多くの事物を欠く者たちが, 他人のもつ必要のために, 他人はまた, 他人のもつ必要のために, お互いに結合し, 数多くの仲間と協力者とを, ただ一つの居住地に集めるのでありまして, こうした共同居住地域に, 私たちは国家〔ポリス〕という名称を与えたのです」(第II編. 369・c. 1-4), と語らせている。

ソクラテースは, さらに, 「思いますのに, 国家をつくり出さずにおかないものは, 私たちの必要 (*χρεία*. [クッレエイアー]) なのです」とし (第II編. 369・c. 10), つづいて, 「ところで, もとより, 必要の・第一に位し・最大でありますものは, [私たちが] 存在すること (*εἶναι*. [エエイナアイ]) かつまた生存すること (*ζῆν*. [ゼーエン]) を目的とする (*ἐνεκα*)・〔ヘネカ〕・生活資料の確保であります」と述べて (第II編. 369・d. 1-2), 以下, <社会的分業>による<生産力の進歩>の中で行なわれる・<生活必需品・便宜品・奢侈品>の<生産>, <国内市場>での・かかる生産物の<交換>, 他のポリスとの<貿易>について, 詳論していく (——第II編. 373・d. 5)。

プラトーンによる・こうした・「国家」の「目的」規定に、アリストテレースは倣っているのであって、後者が「自己充足 (αὐτάρχεια. [アウタルケイア])」と言うのは、プラトーンにあって、〈生活必需品・便宜品・奢侈品〉が「国家」の成員の「心要」を充足する〈豊饒〉を、指すものである。

それゆえ、アリストテレースもまた、「国家」を、つぎのように規定する。

i) 「ところで、数多くの集落からなる融合体で・完成しているもの〔テレイオス〕が、国家であります。国家は、実際、いわゆる自己充足 (αὐτάρχεια) の極に達していわゆるものでありまして、〔成員が〕生存することを目的に (τοῦ ζῆν ἐνεκεν. [トウ・ゼーエン・ヘネケン]) 生まれているもの (γίγμενη. [ギグメネー]) でありますし、〔成員が〕豊饒な生活を送ることを目的に (τοῦ εἰς ζῆν [ἐνεκεν]. [トウ・エウ・ゼーエン・[ヘネケン]) 存在しているもの (οὐσα. [ウウサ]) なのであります」(第I編. 第II章. 1252・b. 27-29)。

〔本稿・第I部. 第I章. 23〕に述べたように、ホブズが、「国家」の内部に「国家」の「力」による・対内・対外「防衛」を〈手段〉としつつ、「人民」・「市民」の〈生活の必需品・便宜物〉の〈豊饒な生産〉と〈豊饒な享受〉とを〈確保〉する場としての「市民社会」を構想したのも、アリストテレースに直接に継承された・プラトーンの「国家」の規定に学んだもの、と考えることができよう。

ii) 成員の「生存」といい「豊饒な生活」といい、「国家」が「生まれ」・「存在する」・この「目的」が、「自然本性に基づく」ものであることは、言うまでもない。

iii) そして、すでに見たとおり、「世帯」・「家」、ならびに「集落」は、「統治」をもつものである。

アリストテレースは、これを根拠に、「いくつかの国家は、最初は (τὸ πρῶτον. [ト・プローオトン])、王によって統治されました (ἐβασιλεύοντο. [エバシイレウオント]) し、現在でもまだ、ギリシャ以外の諸国民は、王による統治をうけております」と述べている(第I編. 第II章. 1252・b. 19-

20)。

m) i) さて, そこで, 思い起こせば, 「世帯」・「家」に〈組成〉・「統合」される・「初めにあるもの」の一つとしての〈婚姻「融合体」〉は, それの「目的」を, 「自然本性」の中にもち, いま一つの〈主奴「融合体」〉は, 「目的」と「合一」とを, 「自然本性」の中にもっているものであった。

ii) α) とすれば, 「世帯」・「家」という・〈第一〉の「統合された」「融合体」は, 「最初の」ものとしては, 「自然本性に基づく (φύσει)」ものであり,

β) また, 「最初の」段階を過ぎても, 「自然本性にしたがって (κατὰ φύσιν)」, 「長きにわたる年月のあいだ結びついている融合体の成員」が, 「世帯」・「家」であった。

iii) さらに, 「数多くの世帯からなる」・〈第二〉の「統合された」「融合体」なる「集落」は, 「日常の利益」を「目的」とするものではないにしても, しかし, 「自然本性にしたがって」, 「世帯の分家」の「融合体」であった。

iv) そして, くりかえせば, 「国家」も, 「自然本性に基づく」「目的」のために, 「数多くの集落からなる融合体で完成しているもの」として, 「生まれ」・「存在している」のである。

n) してみれば, アリストテレスが, 「それゆえ, 先立つ諸融合体が, 自然本性に基づいて (φύσει) いる以上, 国家は, すべて, 自然本性に基づいて (φύσει) いるのです」(第I編。第I章。1252・b. 30-31)」と言うのは, 当然である。

o) ところがしかし, アリストテレスが, 「国家が…自然に基づいている」と言う場合, 「自然本性に基づいている」ことには, さらに, 〈二つ〉の・別の意味が含ましめられているのである。

i) というのは, 上掲の文章につづいて, まず, こう記されているからである。

「なぜかと申しますと, この国家なるものは, あの・先立つ諸融合体の完

成体 (*τέλος*. [テロス]) であります。自然本性 (*ἡ φύσις*. [ヘー・プヒユスイス]) とは、完成体のことであるからであります。と言いますのは、たとえば、各々のものが生成の完成に達した時の・その自然本性が、各々のものの自然本性である、と私たちは申すのでありまして、人間の自然本性、馬の自然本性と同じく、世帯の自然本性も、こうしたものであるからです」(第I編。第II章。1252・b. 31-34)。

このようにして、アリストテレースが「国家は…自然本性に基づいている」と言う場合の「自然本性」とは、第一に、「完成体」のことであり、敷衍すれば、「世帯」・「家」という「統合された」「融合体」から、「集落」をへて、「生成が完成に達した」・「統合された」「融合体」であること、そのことであつたのである。

ii) ところが、アリストテレースは、第二に、言う。

「なおまた、目的であるもの、すなわち完成体は、最高によいもの (*βέλτιστον*. [ベルティストン]) であります。しかるに、自己充足は、完成体でもあり、また、最高によいものでもあるのです」(第I編。第II章。1252・b. 34-35)。

「自己充足」は、「国家」の「目的」である・成員の「生存」と「豊饒な生活」とを意味するものであり、「国家」のみがもちうる「最高によいもの」であつて、そして、「国家」が「完成体」であることを示すものである。

してみれば、「自己充足」こそ、「生成が完成に達した」ものとしての「国家」を「つくる」「自然本性に基づくもの」である、としなければならぬ。

p) こうして、「国家は、…自然本性に基づいている」と言われる意味は、「国家」が、「生成が完成に達した」「完成体」、であり「自己充足」し「最高によいもの」である、ということが、「国家」が「自然本性に基づいている」ことである、というところにある、とするほかはない。

q) i) このことからすれば、「人間は、自然本性に基づいて、国家という融合体をつくる動物である」とは、「人間」は、かかる「最高によいもの」で

あり「自己充足」した「完成体」を「目的」とする・「最高によい」「自然本性」をそなえていることになる。

ii) そして、このことを裏づけるのが、つぎの叙述である。「偶然によって、ではなく、自然本性によって (*διὰ φύσιν*. [ディア・プヒユスイン]), 国家をもたぬ者 (*ὁ ἄπολις*. [ホオ・アポリス]) は、低劣な者 (*φαύλος*. [プハ・アウロス]) であるか、ないしは、人間にまさる者 (*κρείττων*. [クレイットーン]) であるか、である…」。(傍点は、引用者。「第I編」。「第II章」. 1253・a. 3-4)。

すなわち、「それゆえ、以上の諸点から明白でありますのは、国家は、〔人間の〕自然本性に基づくものに属する、ということと、および、人間は、自然本性に基づいて国家という融合体をつくる動物である、ということとでありますし、そして、偶然によって、ではなく、自然本性によって、国家をもたぬ者は、低劣な者であるか、ないしは、人間にまさる者であるかである、ということとであります。〔前者は〕ちょうど、ホメーロスになじられました『社会の紐帯に縛られぬ者、神をおそれぬ無法者、故郷を失った放浪者』にひとしい者であります。なぜかと言え、かかる者は、たったひとりで王取り将棋をさす人間に似て、それゆえ、とりもなおさず、戦争の熱愛者でもあるからです」。(第I編. 第II章. 1253・a. 1-4. “*Ὀμηρος*. “*Ἰλιάς*”. I. (ホメーロス: 『イリアス〔イリアド〕』。第9編)に、槍騎兵ネストールの・つぎの言葉が見える。「わが言を軽んずる者は、よもや、ひとりもおるまい。アガメムノーネン〔トロイア〔イリオス〕攻撃のギリシャ (*Ἀχαιοί*. [アクハ・イオイ]) 軍総指揮官) 殿ととも、なざるまい。おそるべき内戦を熱望する者は、かの・社会の紐帯に縛られぬ者、神をおそれぬ無法者、故郷を失いし放浪者なるぞ」。61-64. Loeb Classical Library. Cambridge (Mass.), 1978. p. 386). (“*Aristótelis Política*. ” *Recōgnōvit brévīque adnotātiōne críticā īnstr̄xīt* W. D. Ross. Oxford Classical Texts. <*Scriptōrvm classicōrvm bibliótheca Oxoniénsis*>. Oxóniī. Ē typogrāpheō Clarendoniáno. 1980. pp.

1-3)]]。

4) さて、ホブズは、さきに見た・アリストテレースの規定——「人間は、自然本性に基づいて国家という融合体をつくる動物である」——について、こう評する。

「著述家たちは、これを土台にしまして、国家理論を構築しております。けれども、この公理は、多数の著述家たちに受け容れられてはおりますものの、しかし、虚偽でありますし、その誤謬は、人間の自然本性(nātūra hūmāna)についての・余りにも軽率な見方から、生じているのです」(DC. Cáp. I. §. 2. OL · II. pp. 158-159)。

この批判は、アリストテレースの規定にたいする・ホブズの・根本からの拒絶であり反論である。

5) そこで、当然、アリストテレースの「虚偽」と「誤謬」とを「国家理論」から追放し、かつ同時に、自らの見解を提示しなければならぬホブズが、そのためにとる手法は、

a) まず第一に、もとより、ホブズは、アリストテレースの規定が、なによりも「国家(πόλις, rês pública)」にかかわるものであることを承知の上で、しかし、その規定が、「人間の自然本性についての・余りにも軽率な見方から生じている」「虚偽」であり「誤謬」であることを、立証するために、にも拘らず、「国家」という・「人間」の〈大規模で・永続する融合体〉を、ではなく、「人間」の〈小規模で・一時的な融合体〉たる「集まり(cóngressus)」・「仲間付き合い(societās)」を、取り上げ(DC. Cáp. I. §. 2. OL · II. pp. 159-161),

b) そして、「国家」も、「人間」の「集まり」・「仲間付き合い」も、〈大規模〉と〈小規模〉との差異はあり〈永続する〉と〈一時的〉との相違はあるものの、しかし、「融合体」であることに変わりはなく、それゆえ、「集まり」・「仲間付き合い」に示される「人間の自然本性」が、アリストテレースの規定に含まれる「自然本性」の内容によっては「説明されることができない」

ものであることが明白になるならば, この規定は, 「虚偽」であり「誤謬」であるほかはない, とするところにある。

c) そこで, ホブズは, まず, 「人間は, 自然本性に基づいて国家という融合体をつくる動物である」という・アリストテレースの規定の内容は, ——「人間は, 自然本性にしたがって人間を愛するのである。言いかえれば, 人間は, 人間を人間として愛するのである (hómo hómīnem ámaret nātūrálīter, id est, ut hómīnem) —— というところにあるのでなくてはならない, とする (DC. Cáp. I. §. 2. OL · II. p. 159)。

a) ホブズが, アリストテレースの規定の内容を, このように解する根拠は, おそらく, つぎの二つである, と考えられる。

i) まず, 「人間は, 自然本性にしたがって人間を愛するのである」という部分について言えば, ギリシャ後期自然哲学者のひとりであるエムペドクレース (Ἐμπεδοκλῆς, 493/490–433/430 B. C.) が, 親友パウサニ阿斯に与えた・ある文書 (詩形式) (断簡・第17) の中で, 「ある時は, 万物, 愛 (Φιλότης. [プロテース]) によりて, 一者に合一せしめられ, またある時は, 争い (Νεῖκος. [ネエイコス]) の憎しみ (ἔχθος. [エクトホス]) によりて, 各々のものは, 分裂せしめらる」(17・7–8) と謳ったのとひとしく („Die Fragmente der Vorsokratiker.“ Hrsg. von Hermann Diels und Walter Kranz. Verlag Weidmann. 3 Bde. 6. Auflage. 1974. Bd. I. S. 316 (『ソークラテース以前のギリシャ哲学者たちの断簡』。ヘアマン・ディールス編集。後継編集者ワルタ・クランツ。ワイトマン書店。三巻。第6版。1974年。第I巻, 316 ページ), 「人間が, 自然本性にしたがって人間を愛する」・その「自然本性」としての「愛」のみが, 「国家」という「融合体」を「つくる」ことができる, という思想である。

ii) つぎに, 「言いかえれば, 人間は, 人間を人間として愛するのである」という部分は, 「国家」は, <人間以外の・なにらかのもの> を「愛する」<手段> であってはならない, ということを含意する。

プラトンは、『国政』において、王制、貴族制、寡頭制、僭主制、民衆制等の・いわゆる諸統治形態を、“*τρόπος πολιτείας*”（「国政の在り方」。〔トロポス・ポリーテエイアース〕）ととらえ、これらと、「国家」の統治者たちの“*τρόπος ζῆν [ἀνθρώπου]*”（「人間としての」生き方」。〔トロポス・ゼーエン・〔アントゥロープウ〕〕との対応を、変動と移行との中に追及するさい、“*φιλοτιμία*”（「名声愛」。〔プヒイロティーミアー〕），“*φιλοδοξία*”（「名誉愛」。〔プヒイロドクスイア〕），“*φιλονικία*”（「競合愛」。〔プヒイロニーキアー〕），“*φιλοχρηματία*”（「金銭愛」。〔プヒイロクフレーマティア〕），“*φιλοκέρδεια*”（「利得愛」。〔プヒイロケルデイア〕）等の「〔人間としての〕生き方」は、これをことごとく排除・拒否した。

なぜなら、かかる「〔人間としての〕生き方」は、すべて、“*ἐπιθυμία*”（「欲求」・「欲望」・「情念」。〔エピテューミア〕）であって、それゆえ、「国家」を、「名声」、「名誉」、「競合」、「金銭」、「利得」、等といった〈人間以外のもの〉の〈手段〉たらしめずにはおかないからである。

プラトンは、これらにひきかえて「国家」の統治者に要求する「〔人間としての〕生き方」は、“*φιλοσοφία*”（「求知愛」。〔プヒイロソプヒイア〕）であり、あるいは、これにあたる“*φιλομάθεια*”（「学知愛」。〔プヒイロマトヘイア〕）であったし（いわゆる「哲人政治」とは、それゆえ、「求知愛」・「学知愛」という「〔人間としての〕生き方」を表現している〈知制〉とも言うべき「国政の在り方」である）、そして、“*φιλανθρωπία*”（「人間愛」。〔プヒイルアントゥローピア〕）であった。

ホブズは、「国家」の統治者の「〔人間としての〕生き方」が、「人間愛」にあるべし、とすることは、「人間」がそれに「したがって」「国家」を「つくる」「自然本性」が、「人間は、人間を人間として愛する」ところにある、ということ以外のものでありえない、と思考したはずである。

b) さて、以上の根拠に基づいた・「人間は、人間を人間として愛する」という「自然本性」の内容から、ホブズが、つぎに、導くものは、「人間は、人間を同等に愛する（〔*homo amaret*〕 *aeque hominem*）」という命題である（DC.

Cáp. I. §. 2. OL · II. 159)。

「人間を人間として愛する」とは, 「愛する」対象である「人間」のあいだに, 「愛する」ことの〈差別〉をおかないことである。なぜならば, 「国家」という「融合体」が, 「完成体」であり, 「完成体」として「最高によいもの」であるとは, 「国家」は, 〈愛する〉と〈愛さない〉との〈差別〉による〈欠落〉をもたぬ, ということにほかならないからである。

c) ところで, 「人間は, 人間を同等に愛する」という命題は, 当然, 「各人は, 各人を同等に愛する (ūnusquisque ūnumquémque æquē ámaret)」という命題にほかならない (DC. Cáp. I. §. 2. OL · II. p. 159)。

7) こうして, 一面にあってアリストテレースにおける「自然本性」の内容を, 上記・a), b), c) と解するホブズが, しかし, 他面にあって断定するのは, 「人間」が「集り」・「お互いの仲間付き合い」を「好み愛する (gáudet)」 「諸原因 (cáusae)」——ひいては, 一般に「融合体」を「つくる」 「人間の自然本性」——を, 「深く立入って洞察する者にとりまして, たやすく確証されずにはすみませんのは (pénitius īnspectántibus fáciie cōnstabit)」, 「人間というものは, その人々と仲間付き合いをすれば, ほかの 人々によりは, 自分自身に (īpsī pótius quam áliīs), 名声 (hónor) と利益 (ūtílitās) とが, ころがり込んでくるような人々と, 好んで交際をするものであります」, ということであり, すなわち, かかる人々〈だけ〉を「愛する」 ところに, また, そうした人々〈のみ〉と「融合体」を「つくる」ところに, 「人間の自然本性」がある, ということである (DC. Cáp. I. §. 2. OL · II. p. 159)。

8) そこで, ホブズは, さきに見た・アリストテレースの規定に含まれる 「自然本性」の内容によっては, 一つには, このように, 「各人」が, その「自然本性したがって」 「各人を同等に愛することをしない理由 (quáre)」は, 「説明されることができません (nūlla rátiō réddī pōsset)」, ——

また、二つには、「人間」が、「名声」と「利益」とをえる〈手段〉として、しかも、ある人々〈だけ〉を「愛する」のは、「なぜであるのか (cur)」もまた、あの規定が含む「自然本性」の内容からは、「説明されることができません」、——という根拠によって、アリストテレースの「虚偽」・「誤謬」を、立証するのである (DC. Cáp. I. §. 2. OL · II. p. 159)。

9) 以上に見た手法による・ホブズのアリストテレーズ批判の意味は、ただに、前者が、「人間の自然本性」を「深く立入って洞察」することによって、後者における・「人間の自然本性」の把握を、「人間の自然本性についての・余りにも軽率な見方」として斥け、「虚偽」とし「誤謬」と断定した、というところにあるにとどまらない。

a) アリストテレーズが、「人間は、自然本性によって国家という融合体をつくる動物であります」と言う時、アリストテレーズの心にあるのは、すでに見たように、自らの成員の「生存」を目的に「生まれ」、「豊饒な生活」を目的に「存在する」・「自己充足の極に達している」ところの「完成体」としての「融合体」たる「国家」を「つくる」のは、〈人間の社会性 (平等な立場での・人間と人間との融合)〉である、という想いであつたはずであり、なればこそ、ホブズも、上の規定を、「人間は、人間を人間として愛する」ことを意味する、としたのである。

b) i) ところで、想起すれば、本稿・第I部。第I章。23) (『経済と経営』。17-1.) に述べたとおり、ホブズにあっては、「平和」の〈創出〉は、広義の内容をもつものであつて、すなわち、一つに、自らの成員を、「外敵の侵略」と「相互の侵害」とから、「防衛する」ところの「共同の力」・「国家」を「産出」することであるにとどまらず、二つには、この「共同の力」・「国家」を〈手段〉として、「人民」・「市民」の〈生活の必需物・便宜物〉の〈豊饒な生産〉と〈豊饒な享受〉とが確保される場としての「市民社会」を「国家」の内部に成立せしめることでもあるのであつた。

ii) そして、「平和」の〈創出〉の上記・第一の内容を、「国家」の〈第一

目的群〉とすれば, 第二の内容が, 「国家」の〈第二の目的群〉を形づくり, しかも, 〈第二の目的群〉が, 〈第一〉のその〈優位〉に立ち, したがって, 「国家」の〈最高目的〉をなすのである。

iii) イ) ところで, 「平和」の〈創出〉の第一の内容である・「共同の力」・「国家」の「産出」にたいする・「自然」の・最初の「指示」・「指図」, 〈命令〉, すなわち, 「理性によって見出された」・「第一の・そして基本となる自然法」は, 「平和ヲ追求セヨ, ソシテ, ドコマデモ平和ヲ追跡セヨ」であった (Lev. Chap. XIV.)。

ロ) しかるに, 「自然法」は, 「平和ヲ追求」し「追跡」する・その〈行動の仕方〉をも, 指示するものでなくてはならない。

かかるものとしての「自然法」が, つぎのように示されるのである。

「人間たちが, 平和を得るように努めよ, と命令されております・この・基本となる〔第一の〕自然法から, つぎの・第二の〔自然〕法が, 引き出されるのです。人間ハスベテ, ソノホカノ人間モマタ, 進ンデソノヨウニスル場合ニハ, 自分デ考エテ自分自身ノ平和ト防衛トニトツテ必要不可欠デアル限りハ, アノ・アラユル物ニタイスル権利〔「自然権」〕ヲ, 進ンデ〔第三者ニ〕手渡セ (lay down)。スナワチ, 自分ヲ左右スル自由ヲ, ホカノ人間ニ認メタイト思ウノト同ジ程度ノ自由ヲ, ホカノ人間ヲ左右スルタメニモツダケテ, 満足セヨ」 (Lev. Chap. XIV. E. L. prg. 5. E. p. 190 ; L. OL・III. p. 103)。

ハ) 人間が, 「自分ヲ左右スル自由ヲ, , ホカノ人間ニ認メタイト思ウ」ことは, 〈ありえない〉。

してみれば, 「…認メタイト思ウノト同ジ程度ノ自由」とは, 〈ゼロ〉の「自由」である。

したがって, 「…同ジ程度ノ自由ヲ, ホカノ人間ヲ左右スルタメニモツダケテ, 満足」するとは, 人間が, 「ホカノ人間」にたいして, これを「左右スル自由」をくもたない〉ことで「満足」する, ということである。

ニ) それゆえに, 上掲の叙述のうち, 「スナワチ」以下の文言が, 先行する

文言——「アラユル物ニタイスル権利〔「自然権」。すでに語られたとおり、「各人が」「各物にたいして」、「お互いの身体にたいしてさえも」もつ「権利」すなわち「自由」〕ヲ、〔第三者ニ〕手渡」すこと——と同義となるのである。

ホ) そして、「自然権」・「自由」を〈第三者〉に「手渡」ス（「移譲する」・「譲渡する」・「委託する」）ことが、「真実の融合体」としての「国家」を「産出」する「たった一つの道」である以上、「人間」が互いに、「ホカノ人間」を「左右スル」「自由」をくもたないで「満足」することは、すでに、〈人間の社会性（平等な立場での・人間と人間との融合）〉にほかならない。

へ) なればこそ、ホブズは、上の「第二の〔自然〕法」を指して、「これは、福音の・あの掟であるのです。汝が、自分ニタイシテホカノ人間が行ナッテホシイト願ウ事柄ハ、タトエナニゴトデアレ、ソノ事柄ヲ汝ガホカノ人間ニタイシテ行ナウガイイ。そしてまた、万民の・あの法であるのです。汝ガワガ身ニタイシテ行ナワレタクナイト願ウ事柄ヲ、汝ハホカノ人間ニタイシテ行ナッテハナラナイ」(loc. cit.) と述べて、「第二の〔自然〕法」が、上の「福音の掟て」、「万民の法」とひとしく、〈人間の社会性〉を「指示」・「命令」していることを、明示するのである。

ト) このようにして、「平和」の〈創出〉の第一の内容である・「共同の力」・「国家」の「産出」を、可能にするものは、「自然法」が教示する〈人間の社会性〉である。

iv) そして、その上にさらに、本稿・上掲・第I章。26) に記したように、前見の“Lev.” Chap. XIV.につづく Chap. XV.に挙げられる・十七の「自然法」は、「国家」の〈最高目的〉をなすべき「市民社会」を、成立させる〈人間の社会性〉について、「自然」が指示する諸命令なのであった。

v) ホブズが、「平和は、よいもの(GOOG)である」と言う時(Lev. Pt. I. Chap. XV. E. prg. 38, p. 214; L. prg. 36. OL・III. p. 122), その「平和」とは、前見の・二つの内容の「平和」を、ともに指している、と解さなくてはならない。

なぜなら、いうまでもなく、自らの成員を、「外敵の侵略」と「相互の侵害」とから「防衛する」・「共同の力」(「国家」)を「産出」することとしての「平和」も、また、かかる「共同の力」を〈手段〉として、「人民」・「市民」の〈生活の必需物・便宜物〉の〈豊饒な生産〉と〈豊饒な享受〉とが確保される場としての「市民社会」を、「国家」の内部に成立せしめることとしての「平和」も、いずれも、「各人」の「生命運動」を「強める」・「助ける」ところの「内側へ向かう」〈内部運動〉を心臓に生ぜしめ、したがって、逆に心臓から、それ「へ向かって進む」「外部へ向かう」〈内部運動〉を発動させるものとして、とりもなおさず、「欲求」の対象として、「よいもの」であるからである。

vi) しかし、とりわけて重要であるのは、ホブズが、つづけて、「それゆえ、また、平和への道、ないしは、平和をえる諸手段 (L. 「平和にとって必要不可欠な諸手段」) も、「よいものである」として、そこに、上記のiii), iv) に述べたとおり、二つの内容の「平和」の〈創出〉にとって不可欠な・それゆえ「諸自然法」が「指示」し「命令」している・〈人間の社会性〉を形づくる「道德上の諸徳 (Morall Vertues. L. 「道德上のよいもの (bóna mōrália)」) を、掲げていることである。(「道德上の諸徳に反するもの (L. 「道德上のよいものに反する・わるいもの (hīs contrária mála)」) が、「悪 (Vices. L. vítia)」である) (lóc.cit.)。

vii) してみると、〈人間の社会性〉、ないしは、それを形づくる「道德上の諸徳」、そして、それを「指示」・「命令」する「諸自然法」は、「よいもの」である「平和」への「道」であり、ないしは、「よいもの」である「平和」をえる「諸手段」、いや、「よいもの」である「平和」にとって「必要不可欠な諸手段」であるのみでなく、「最高によいもの」である、としなくてはならない。

viii) そして、まさにこのところに、ホブズが、「諸自然法〔が指示・命令する・道德上の諸徳〕についての科学こそ、真実の・そして、ただ一つの道德哲学 (Moral Philosophy) であります (L. 「…真実の・そしてただ一つの倫

理学 (éthica) であります」。なぜなら、道德哲学 (L. 「倫理学」) とは、人類の交際と仲間付き合いとの中で、なにがよいものであり、なにがわるいものであるか、についての科学以外のなにものでもないからであります」と述べ(「よいもの」「わるいもの」のほか、傍点は、引用者。E. prg. 38. pp. 215—216 ; L. prg. 36. OL · III · pp. 121—122), また、「ところで、徳と悪とについての科学が、道德哲学であります。そして、ですから、諸自然法〔が命令する諸徳〕についての・真実の理論こそ、真実の道德哲学 (L. 「真実の倫理等」) なのです」(傍点は、引用者。E. prg. 38. p. 216 ; L. prg. 36; OL · III. p. 122) と語って、〈人間の社会性〉を形づくる「道德上の諸徳」(および「諸悪」と、それらの指針たる「諸自然法」とのみを対象にする「科学」としての「道德哲学」ないし「倫理学」を、構想する根拠がある。

そして、このことこそ、「よいもの」としての「平和」の〈根本要件〉である〈人間の社会性〉を、ホブズが、「最高によいもの」の位置に据えたことを、立証するものである。

ix) また、上に見たところは、ホブズが、「ところが、道德哲学についての著述家たちは」、「徳と悪とは認めながらも」、しかし、「よいものであるとは、なにであるかを、さとってはおりませんし」、また、「徳」とは、「平和をつくり出すことができる生きき方の、社会をつくり出すことができる生き方の、そして、快適な生き方の、手段として (as the means of peaceable, sociable, and comfortable living)」、「称揚されることになる、ということも、さとってはいないのです…」(傍点は、引用者。loc. cit.) と語っているところにも、裏書きされるのである。

c) こうして、アリストテレースも、ホブズも、しとしく、〈人間の社会性〉に重点をおいているにも拘らず、前者が後者からの批判にさらされざるをえなかった理由は、アリストテレースにあって、「自然本性」である〈人間の社会性〉が、(前出・3), q), i) に述べたように)「最高によいもの」であることが、しかし〈必然性〉をもつて根拠づけられていない、とホブズが考え

たところにある。

d) そして、であればこそ、ホブズは、まず最初に、〈人間の自然本性についての・深く立入った洞察〉によって、「人間」を〈反社会的〉ならしめる「自然本性」(“*EoL.*” にあっては、「お互いに加え合う暴力」の「原動力」である・〈思い上がり〉にたいする「欲求」(「情念」)。“*DC.*” では、のちに見るように、「相手に傷害を加えようとする意志」、すなわち、ついには、互いに相手を打ち倒し、打ち殺さずにはすまさせぬ「自然本性」)をおき、しかし、同時に、その「自然本性」の背後に、「人間」の「生命の保存」を〈意志〉する「自然」(ないしは、「人間」の「自分自身の生命の保存」にたいする「欲求」)を据え、ついで、〈反社会的〉な「自然本性」を、そのの・〈必然〉の帰結たる「戦争」をつうじて、この「自然」(「欲求」)自体に、〈必然に〉《矛盾》せしめ、そして、その《矛盾》の情況——「各人にたいする・各人の戦争」における「死にたいする恐怖」、生活の「惨め」にたいする「嫌悪」——を《媒介》に、「平和」の・〈必然〉の〈創出〉を帰結させる、という手続きによって、前出・vii), viii) に述べたように、〈人間の社会性〉、あるいは、それを形づくる「道徳上の諸徳」、ならびに、かかるものを「指示」・「命令」する「諸自然法」が、「最高によいもの」であることの〈必然性〉を、論証する、という方法をとったのである。

e) こうして、ホブズがアリストテレースに加えた批判の意味は、後者の大前提である・〈人間の社会性〉が「最高によいもの」である、という事柄を、しかし、その〈必然性〉において根拠づけることは、いかにして可能であるか、という根元的な問いを、ホブズが自覚したところに、ある、としなければならぬ。

10) a) ところで、すでに述べたとおり、アリストテレースの立論の却下は、同時に、ホブズ自身の見解の確定である。

すなわち、くりかえせば、「人間が集まり、お互いの仲間付き合いを好み愛

する諸原因を、深く立ち入って洞察する者にとって、たやすく確証されずにはすまない」事柄が、つぎのように、ホブズの見解として告げられる。

「ですから、私たちは、自然本性によって (nātūrā) 仲間 (sócī) を慕い求める (quærimus) のでは、ありません。仲間たちから、名声ないし利得 (cōmmodum) が与えられることを、自然本性によって (nātūrā) 追い求める (quærimus) のです。私たちは、第一番に、名声、利得を欲求するのでありまして (appétimus)、仲間を欲求するのは、二の次なのです」(DC. Cáp. I. §. 2. OL · II. p. 159)。

b) ホブズは、「欲求 (appetitus)」と「愛 (ámor)」とは、同一である、とする (Lev. Chap. VI.)。

アリストテレースにおける「自然本性」、すなわち、「人間が、人間を人間として、同等に、愛する」ことによって「融合体」を「つくる」という意味での「自然本性」は、ホブズにおいては消滅し、代って、〈人間は、名声と利益・利益とを、愛する・欲求する〉・その「愛」・「欲求」が「自然本性」と呼ばれるのであり、そしてまた、〈それを愛し・欲求するがゆえに、融合体をつくる〉ことが、「自然本性」の語をもって呼ばれるのである。

c) 上述の事柄を裏づけるのが、i) 「人間」が「融合体」としての「集り」・「仲間付き合い」を「つくり」・「好み愛する」のは、「自然本性によってそうするほかはないから、そうする、というのではなくて」という文言 (DC. Cáp. I. §. 2. OL · II. p. 159) であり、ii) また、「〔そうするのは〕 付け加わってくる自然本性によるものであります (ex accídente (nātūrā))」とする文言である (lóc. cit.)。

「付け加わってくる自然本性」とは、前見の・「名声」と「利益」・「利得」とにたいする「欲求」・「愛」のことであり、この意味での「自然本性によって」のみ、「融合体」が「つくられ」・「好み愛される」、とされるのである。

11) そして、上記の「自然本性」、くりかえせば、「人間」に、「その人々と仲間付き合いをすれば、ほかの人々によりは、自分自身に、名声と利益とが、

ころがり込んでくる人々と、好んで交際」させる「自然本性」、あるいは、「仲間たちから、名声、ないし利得が、与えられることを…追い求め」させる「欲求」である「自然本性」——それから生まれるのが、「DC.” Cáp. I. の初めに、「…人間は、互いに他人にたいして、どのような思惑〔下心〕を抱くものなのか」と言われるさいの「思惑」であり、言いかえれば、「融合体」を「つくる」ことをつうじて〈獲得〉すべき〈目的〉への〈意図〉である。

12) さて、上見のように、自らの見解を確定したホブズは、その見解を、「経験 (experientia)」によって裏付けるべく、「ところで、人間が、どのような思惑(cōnsilium)に基づいて集りをつくるものであるかは、集りをつくった人間が、どのような行動をとるものであるか (quæ faciunt) から、認識されるのです」として (DC. Cáp. I. §. 2. OL. II. p. 149), つぎのように記している。

a) i) 「商取引目的」の「集り」の場合には、その「集り」は、「仲間の利益」に「奉仕する」ためのものではなく、「各人」の「自身の利益」に「奉仕」するためのものであり、

ii) 「官職」にある人々の「集り」にあっては、「生まれる友情も、それこそわべだけのものにすぎませんし、友愛を含むよりは、お互いにたいするおそれの方を、多く含むものであります。「このところから、時として、術策が生まれることはありましても、お互いにたいする好意が生まれることは、けっして、ないのです」 (DC. Cáp. I. §. 2. OL. II. p. 159) ——。

b) かかる「行動」・「経験」は、まさしく、「人間」が「融合体」を「つくる」原因が、「自身」の「名声」ないし「利益」にたいする「欲求」に、あるいは、「他人にたいして抱く思惑」に、あることを、確証する。

13) こうして、「人間」が「融合体」を「つくる」原因は、わが身の「名声」にたいする、あるいは「利益」・「利得」にたいする、「欲求」・「愛」であり、すなわち「情念」としての「自然本性」である。

14) さて、ところで、このうち、「名声」は、自らの〈現実の能力にたいして、他人から寄せられる賞讃〉である。

しかし、ホブズは、「名声」にたいする「欲求」の中に、実は「名声」にたいする「欲求」ならざるものが、混入してくることを、「人間」のとり「行動」から、嗅ぎつけるのである。

a) 「ところで、同席の人々が弁舌をふるい始めて、そのうちのひとりが、自分のことについて (*dē sē*)、ある事柄を、人前で口にしますと、ほかの各人もまた、われもわれもと身を乗り出して (*cupidīssimē*)、自分のことについての話を持ち出すのです。ひとりが、〔自分のことについて〕他人が驚くような話をしますと、ほかの者も、持ち合わせがあれば、他人を驚かす物語をしますし、持ち合わせがなければ、話をでっち上げる (*fingunt*) のです」(傍点は、引用者。DC. Cáp. I. OL · II. p. 160)。

さらにまた、「…他人にまさって頭がよいと公言する人々について申せば、こうした人々が、哲学のことで集まりますと、十人が十人、ほかの者たちに哲学を教え、すなわち、十人が十人、哲学の先生と見られたがるのです。そうはいかないとなれば、凡人どうよう、仲間を互いに愛し合うことをしないばかりか、憎しみを抱いて仲間をやっつけるのです」(傍点は、引用者。loc. cit.)。

b) 上の記述は、「人間」が、「融合体」を「つくり」、「好み楽しむ」「原因」が、自らの「名声」ないし「利益」・「利得」にたいする「欲求」以外に、なお一つ存在することを、示唆するものである。

15) すなわち、その・いま一つの・ある「原因」ないしは「自然本性」とは、自らに〈現実の能力がない〉にも拘らず、〈他人からの賞讃をうける〉ことを「欲求」する、という「自然本性」、すなわち、「思い上がり」にたいする「欲求」であって、これを、明快に告げているのが、以下の叙述である。

a) すなわち、「気晴らしを目的とする (*ánimī et hilaritātis cáusā*)」「集り」の場合には、

i) 「各人にいちばん気に入りますのは、笑いを惹き起こす事柄であります…」。

ii) 「そのところから」, 「各人」が, 「(滑稽さの本性にしたがって)」, あげつらい, <笑いの種> とすることができるのは, 「他人の見っともなさ, ないしは, 弱点」である。

b) がしかし, 「各人」にできるのは, それのみではない。その「他人の見っともなさ, ないしは, 弱点とひきくらべて, おのれの心中 (sībimet), わが身は, そうした他人よりも賞讃をうけるに値する (commendātor) と, のぼせ上がる (ēvādere) ことができる」のである。

c) してみると, 「わが身が, …他人よりも賞讃をうけるに値すると, のぼせ上がる」ことができるためには, 「他人」を, 「わが身」<以下>のところへ, 引きずり落さなくてはならない。「見っともなさ」と「弱点」とを暴露しなくてはならない。そうしてこそ初めて, そのような「他人」と「わが身」とを「ひきくらべて」, 「のぼせ上がる」ことができるのである。

a) だから, こう言われる。「いな, それだけにとどまりません。この種の集りで, いちばんこきおろされるのは, その場にいない人たちです (lāduntur ābsentēs)。その人たちの暮らし方, 言行が, あらいざらい, せんさくをうけ (exāmīnantur), 批評にさらされ (jūdīcantur), けなされ (condēmnantur), そして, 人々のあいだで, 冷罵, 嘲笑のまとなるのです (dictēriis trādūncuntur)」。

e) 「もちろん, その酷評に加わった者自身も, 集りの席を立って室を出ていくやいなや, 同じ目にあうことを, 容赦されはしないのです」。

f) 「ですから, 酷評を加える仲間の者たちの舞台から, 最後に退場するのを常とする人の心配りこそ, 抜け目のないものと申すことができましよう」。

g) このように述べたホブズは, 「そして, とりわけ, こうしたことが, 仲間付き合いの・真実の楽しみ (vēræ dēlicīæ) でありまして, 私たちは, こ

の・真実の楽しみへ向かって、自然本性によって、言いかえますと、おしなべて魂をもつものに植え込まれております情念によって、引きずられていくのです」と結論する（以上。DC. Cáp. I. §. 2. OL. II. pp. 159–160）。

h) この「真実の楽しみ」は、「おのれの心中、わが身は、…他人より賞讃をうけるに値すると、のぼせ上がる」ことであり、しかも、その〈のぼせ上がり〉は、自らの・〈現実の能力の高さ〉によって「賞讃をうける」によるものではなく、他人を「こきおろし」、「冷罵」・「嘲笑」を加え、相手の「弱点」を自らの力とを「引きくらべる」ことにのみ、基づくものであるから、まさしく、「思い上がり」の「楽しみ」である。

i) はたして、ホブズは言っている。「しかるに、明々白々でありますのは、人間というものは、仲間付き合いを楽しむ (*dēlectārī*) というよりは、わが身の思い上がり (*glória súa*) を楽しむものである、ということであります」(DC. Cáp. I. §. 2. OL. II. p. 159)。

16) こうして、この「仲間付き合いの・真実の楽しみ」に、私たちが〈引きずっていく〉「自然本性」ないし「情念」とは、「思い上がり」にたいする「欲求」である。

17) なぜなら、a) 前出・15), g) にしたがえば、「私たち」すなわち「各人」は、「のぼせ上がり」・「思い上がり」という「真実の楽しみへ向かって」、「自然本性によって」言いかえれば「情念によって」、「引きずられていく」のであって、そのことは、「思い上がり」は、「思い上がり」にたいする「情念」、すなわち〈思い上がりたい〉という「欲求」に、発するものである、ということであるからである。

b) だが、その「欲求」自体は、いかにして生ずるのであるか。

i) 「各人」にとっては、「力」において、〈現実〉に他人に〈劣る〉場合のみでなく、他人と「平等」である場合にも、その〈現実〉を自らが〈認める〉ことは、「自分の生命の保存」にたいして、他人から〈侵略〉・〈攻撃〉を受ける〈可能性〉が存在することを、自らが〈認める〉ことである。

ii) しかるに, 「各人」の・「自分の生命の保存」にたいする「欲求」(それは, 「自然」の〈意志〉にほかならない)は, 当然, その〈可能性〉が存在することを〈認める〉のを, 〈拒否〉する。

iii) その〈拒否〉が, 「思い上がり」にたいする「欲求」として, 現われる。すなわち, 〈現実には〉, 「力」にあつて, 仲間の〈先を行くものでなく〉・〈上に立つものではない〉にも拘らず, 仲間の〈先を行きたい〉・〈上に立ちたい〉, という「欲求」・「情念」として, 現われるのである。

18) さて, そこで, 以上に分析してきたところに基づけば, 〈規模の大小〉と〈永続性のいかん〉とを問わず, 「人間」に「融合体」を〈つくらしめる〉「自然本性」は, ホブズによって, つぎのように語られるものであることになる。

「それゆえ, 人間の本質 (*rês hūmānae*) を, 僅かでも注意して吟味する万人に, 経験によって明快でありますのは, 人間が進んでつくる (*spontāneus*) 集りは, ことごとく, あるいは, お互いを必要とすること (*égestās mūtua*) によってつくられる (*conciliatur*) か, あるいは, 思い上がりをごがれ求めることによって (*cāptandā glōriā*), つくられるか, であります。集まった人々は, この集りから, あるいは, なにらかの利得を, 持ち帰ろうと努め, あるいは, 例の評判 (*[εὐδοχιμείν. [εὐδοχιμείν.]* エウドキメエイン]), すなわち, 仲間に取り囲まれての (*āpud sóciōs*) 尊敬 (*existimātio*) と名声 (*honor*) とを, 持ち帰ろうと努めるのです」(傍点は, 引用者。DC. Cáp. I. §. 2. OL. · II. p. 160)。

「したがって, あらゆる交際は, あるいは利得を原因にし, あるいは思い上がりを原因にして (*vel cōmodí cáusā, vel glōriāe*), 結ばれるもの (*contrāhitur*) でありまして, すなわち, 仲間にたいする愛によってではなく, 自分にたいする愛によって, 結ばれるものなのです」(傍点は, 引用者。DC. Cáp. I. §. 2. OL. · II. p. 161)。

II — B

1) ところで、しかし、ホブズは、上に見た・〈小規模で・一時的〉な「集り」・「仲間付き合い」を「つくる」「原因」の一つである「思い上がりの狂熱 (glōriæ…stūdium) によっては、おびただしい数にのぼる人間の社会も (neque multōrum hōminum…sociētās), 長期にわたる社会も (neque mūlti tēmporis…sociētās), 発足することは、ありえないのです」と言う (DC. Cáp. I. §. 2. OL · II. p. 161)。すなわち、「思い上がり」にたいする「欲求」(「自然本性」) は、〈小規模で・一時的〉な「集り」・「仲間付き合い」の・主要な「原因」ではあるにしても、〈大規模で・永続する融合体〉たる「国家」を「つくる」「原因」からは、除外されるのである。

(しかし、この排除は、のちに見るとおり、撤回される)。

その除外の理由は、こう述べられる。「なぜかと言いますと、思い上がりは、名声と同じく、それが万人にあるとしますと、誰にもないことになるからであります。と申しますのは、思い上がりと名声とは、言うまでもなく、〔劣った者と自分との〕比較と、〔劣った者にたいする・自分の〕優越とに、基礎をもつものであるからです。それにまた、いやしくも人が、思い上がる原因〔他人にたいする優位〕を自分の心にもっております以上、他人との社会から、援助が寄せられることはないからであります」(DC. Cáp. I. §. 2. OL · II. p. 161)。

2) これにひきかえ、ホブズは、〈小規模で・一時的〉な「集り」・「仲間付き合い」の「原因」の・いま一つである・「利益・利得」にたいする「欲求」という「自然本性」から発する「思惑」を契機に、〈大規模で・永続する融合体〉である「国家」の「起源」を確定しうる・一つの・新しい立論に、進むのである。

a) すなわち、すでに見たところでは、上の「思惑」の〈内容〉は、「その人々と交際をすれば、ほかの人々によりは、自分自身に、…利益…が、ころ

がり込む」というものであったが, その意味は, 「現世の利得は, 他人から借りた助力によって (*mútuā ópe*) 増大することができる」というところにある (DC. Cáp. I. §. 2. OL. II. p. 161)。

b) しかしながら, おのれの「現世の利得」の「増大」は, 他人との「仲間付き合い」をつうじて「他人から借りた助力によって」よりは, 「他人を支配すること (*domínium aliórum*)」によって, はるかに多大なものになる (*fiéri múltō mágis*) ことができる」 (*lóc. cit.*) のは, 言うまでもない。

c) それゆえ, 「貧欲な人間」が企てるのは, 「他人を支配することによって」, 「現世の利得」の「増大」を図ることである。

d) だがしかし, 「他人を支配すること」に, その「他人」が「支配」に抵抗することから発する「恐怖」が, 必然に伴うのであれば, 「貧欲な人間」といえども, 「他人を支配すること」を断念し, 他人との「仲間付き合い」による「他人から借りた助力」と, それをつうじての「現世の利得」の「増大」の道とを, 選ばざるをえない。

e) してみると, 「他人を支配」しようとするところから生ずる「恐怖」, すなわち「支配」に抵抗する「他人」にたいする「恐怖 (*métus*)」が, 「他人を支配」しようとする人間にとって, もし, 「遠くに離れているとするならば」 (*lóc. cit.*), その「貧欲な人間は, 自らの自然本性〔貧欲〕によって, 〔他人との〕仲間付き合いへ向かってよりは, 〔他人を〕支配することへ向かって, 突き進む」はずであって, このことについては, 「なんびとにも疑いがあるはずはない」 (*loc. cit.*)。

f) とするならば, もはや言うまでもなく, 「貧欲な人間」にも, 「他人にたいする支配」を断念させ, 他人との「仲間付き合い」を求めさせるのは, <小規模で・一時的> な「集り」にあっては, 「現世の利得」の「増大」にあたって「他人を支配」する企てから生ずるはずの <他人にたいする> 「恐怖」が「存在する」ということである (以上。DC. Cáp. I. §. 2. OL. II. p. 161)。

3) ホブズは, この立論を, <大規模で・永続する融合体> たる「国家」に

拡大して、こう言うのである。

「それゆえ、確定されなくてはなりませんのは、大規模で・永続する社会の (*māgnârum et diūturnârum societâtum*) 起源 (*orîgo*) は、人間の・お互いにたいする好意 (*benevoléntia*) からではなく、お互いにたいする恐怖 (*mūtuus métus*) から、発しているものである、ということであります」(lóc. cit.)。

4) ホブズは、ここで、「お互いにたいする恐怖」という用語に脚注を付して、この「恐怖」とは、いかなるものか、また、この「恐怖」から「国家」が「生誕する」経緯は、どのようなものであるかについて、語っている (DC. Cap. I. §. 2. OL · II. p. 161)。

この脚注の叙述は、“Lev.”における・「国家」の「産出」に相当するテーマについて、“DC”. 制作期のホブズが、いかなる思考を抱いていたかをうかがう上にも、また、“DC.”における・これ以後の・見解の展開を知る上にも、重要な意義をもつ。

a) まず、「国家」の「起源」としての「お互いにたいする恐怖」は、つぎのように規定される。

「…どうやら、人々は、恐怖を抱く (*métuere*) とは、暴力によって震え上がらせられる (*perterréri*) こと以外のなにものでもない、と考えているようであります。しかし、私が、この語によって理解しますのは、たとえどのような予想であるにしましても、とにかく、生ずるであろう・わるいもの (*fúturum málum*) の予想 (*próspectus*) のことなのです。すなわち、たんに逃避すること (*fúga*) だけではなくて、また、不信の念を抱くこと (*diffídere*)、疑心を抱くこと (*suspícārī*)、警戒心を抱くこと (*cavêre*)、恐怖を抱くことがないように用心をすること (*nē métuant prōvidêre*) も、恐怖を抱いている人々に属する事柄である、と判断するのです」(lóc. cit.)。

上につづいて、「夜分就寝する人々は、門を閉じます。旅に出る人々は、刀

槍を携えます。これは、追剥を恐怖するからです」と述べられる文言は (lóc. cit.), 「お互いにたいする恐怖」が, 「国家」の「起源」であることの比喩・傍証であるが, 同様の記述は, “Lev.” Chap. XIII. E. prg. 10 ; L. prg. 8. にあって, 「各人にたいする・各人の戦争」が著者ホブズによる・「諸情念から行なわれた推論」であるにとどまらず, 「経験によって確定される」ところである (L. 「諸情念の本性から明確に推論されたところでありましてし, 加えるに, 経験に合致するところでもあるのです」ということの例証として, 現われてくる (Lev. Chap. XIII. E. p. 186 ; OL · III. p. 101)。

また, 上記の脚注で, 「諸国家が, 自らの国境を, 砦で防御し, 諸都市が, 自らの境界を, 城壁で防御するのが, ふつうでありますのは, 隣り合った国家にたいする恐怖によるものです」という記述 (DC. Cáp. I. §. 2. OL · II. p. 161) は, “Lev.” Chap. XIII. E. prg. 12. pp. 187-188 ; L. prg. 11. OL · III. p. 101 の叙述に, 再現する。

b) さて, つぎに, ホブズは, 「精強きあまりなく・しかも戦争寸前の軍隊同志でさえも, しかし, 時として, 和平 (pâx) について交渉するものでありますが, これは, お互いの戦力 (vis mútua) にたいする恐怖を抱いているからでありますし, また, 征服される (víncantur) ことを避けるためであるのです, (lóc. cit.) と言う。

この所論は, 以下に見る叙述と相俟って, 「お互いにたいする恐怖」が「原因で」生ずる・「身を守る」〈手段〉の主要なものとして〈必然〉な「戦争」が, まさにその「お互いにたいする恐怖」ゆえに, 「平和」と「国家」とを「生誕」させる〈弁証法的運動〉を, 告げるものである。

c) すなわち, ホブズは, つづいて, こう述べるのである。

「人間が, わが身を守る (sibi cávent) のは, 恐怖が原因で (per métrum), であります。それ以外では身を守ることができない場合は, 逃避と潜伏とによって, 人間は, わが身を守ります。けれども, いちばん頻繁には, 武力 (árma) と防衛の諸手段 (instrúmenta defensiônis) とによって, わが身を守るので

すが、このところから生じてきますのは、果敢に進撃する者たちは、お互いの戦意 (ingénium) を認識することができる、ということであります。ところで、この場合、双方が戦争に突入すれば (pūgnant), [戦意にまさる側が、劣る側を] 征服すること (victōria) によって、国家が誕生するのが、ふつうでありますし、あるいは、[戦意がひとしい場合には、お互いの戦力を恐怖し、征服されるのを避けるために] 和平に同意すれば、同意することによって、国家が誕生するのが、ふつうであるのです」(lōc. cit.)。

d) 前見・b) と c) とを合して分析すれば、ホブズの見解は、つぎのところにある。

i) 「人間」が、「恐怖が原因で」、「わが身を守る」ために「いちばん頻繁に」用いる〈手段〉は、「武力と防衛諸手段」、すなわち「戦争」である。

ii) してみれば、「精強きわまりなく・しかも戦争寸前の軍隊同志」を支配しているもの、言いかえれば、「戦争」の〈必然性〉の「原因」であるものは、たんなる「恐怖」であるのではなく、「お互いにたいする恐怖」(〈お互いの戦力にたいする恐怖〉、すなわち、〈征服される〉ことにたいする「お互いの恐怖」) である。

iii) そして、「お互いにたいする恐怖」の・さらに「原因」は、一般化すれば、“DC.”の次・§.3.に記されるように、一つには、「人間のあいだの・自然から与えられている平等」であり、むしろ、この「平等」の内容をなす「互いに相手を打ち倒す点で平等な行動をとることができる」こと、ならびに、「相手を打ち殺すことができる」こととしての「平等」であり、二つには、「相手に傷害を加えようとする・お互いの意志」であり、ないしは、その「意志」の・さらに〈契機〉である・人間の「思い上がり」(および、「思い上がり」にたいする「欲求」と、〈共同の享受〉・〈共同の分割〉の不可能な「同一の物〔利益〕」にたいする「欲求」とである。

iv) さて、「戦争」は、「お互いの戦意を認識することができる」という要因を、含むものである。

v) この場合, 上の「認識」を無視して, 「双方が戦争に突入すれば」, <戦意にまさる側が, 劣る側を> 「征服する」。

vi) 「征服」は, <征服された> 相手にたいする「恐怖」の消滅であり, したがって, 「身を守る」<手段> たる「戦争」の<必然性>の消失, すなわち「平和」の<創出>である。

vii) そして, この「平和」は, <征服された> 相手を含む「国家」の「生誕」である。

viii) してみれば, 「国家」もまた, 「お互いにたいする恐怖」が「原因で」 「身を守る」<手段> であり, しかし, 「戦争」の<必然性>を契機として「生誕」し, かつ「戦争」を超えた・<高次> の・「身を守る」<手段> である。

ix) ところで, 双方の「軍隊」が, 互いに自他の「戦意」が「ひとしい」ことを「認識」する場合に, 「お互いにたいする恐怖」 (<お互いの戦力にたいする恐怖>, <征服されることにたいする恐怖>, <征服されることにたいする・お互いの恐怖>) が, 双方に, 「和平」について「交渉」させ「同意」させることは, ほとんど<必然>である。

x) この・「和平」への「同意」もまた, 「お互いにたいする恐怖」の消滅であり, 「身を守る」<手段> である「戦争」の<必然性>の消失, すなわち「平和」の<創出>である。

xi) こうして, 「戦争」の<必然性>の中から, しかし, 「戦争」を超えた・<高次> の「身を守る」<手段> である「国家」が, 「平和」への「同意」によっても, 「生誕」するのである。

5) そこで, 以上に分析した・上掲の脚注が告げる要点は, 「お互いにたいする恐怖」が, 「国家」の「起源」である, という・前見の規定の意味が, つぎのところにあり, ということである。

すなわち, 「恐怖」, とりわけ「お互いにたいする恐怖」は, なによりも, それが生み出す「戦争」(一般化すれば, 「相手に傷害を加えようとする・お

互いの意志」を「原動力」とする〈行動〉)を仲立ちとして、「征服」により、ないし「和平」の「同意」によって、「お互いにたいする恐怖」が「原因で」「身を守る」〈手段〉としては「戦争」よりも〈高次〉の〈手段〉たる「国家」を、「生誕」させるのである。——

II — C

1) 前出・II — B, 3)に見たとおり, “DC.” Cáp. I. §. 2.で, くりかえせば, 「国家」の「起源」は, 「お互いにたいする恐怖」である, とする規定に達し, その意味を, 脚注で語ったホブズが, つぎの§. 3.で開始するのは, まず, その「お互いにたいする恐怖」そのものの「原因」の挙示である。

2) ホブズは, 言う。「お互いにたいする恐怖の原因は, 一つには, 人間のあいだの・自然から与えられている平等 (nātūrâlis hōminum æquâlitās) でありますし, 一つには, 相手に傷害を加えようとする・お互いの意志 (mūtua lædendī vóluntās) であります。このところから生じてきますのは, 私たちは, わが身の安全を, 他人に期待するわけにもいきませんし, 私たち自身に保証するわけにもいかない, ということであります」(DC. Cáp. I. §. 3. OL. II. p. 162)。

すなわち, 上に挙示された・二つの「原因」は, 「各人」に, 「生命の保存」の「期待」と「保証」とを, いささかも許さぬ底のものであるがゆえに, 〈必然に〉, まさしく「お互いにたいする恐怖」の「原因」なのである。

3) さて, ホブズは, 第一に, 「人間のあいだの・自然から与えられている平等」が, この「原因」に属することの根拠を, つぎのように示している。

「と申しますのは, 私たちが, 成熟した人間に目を注ぎ, かつ, 人間の身体の構造が, どれほど脆く, そして, 身体が崩れ去れば, 身体の力の強さも知恵も, ことごとく減びてしまうことに心を注ぎ, それゆえ, この上もなく力の弱い者にとっても, 自分より力の強い者を殺すことが, どれほどたやす

いかに、心を注ぎますならば、なんびとでありましよう、わが身が、自然の手によって、他人よりも、諸力の上でまきっているものとして造られている、と信ずる理由は、存在しないからであります。平等である者とは、互いに相手を打ち倒す点で (cōntrā sē invicem) 平等な行動をとることができる者のことなのです。ところで、いちばん極端な行動 (máxima) をとることができる者、申すまでもなく、相手を打ち殺す (occídere) ことができる者こそ、平等な行動をとることができるのです。それゆえ、あらゆる人間は、自然の手によって、お互いのあいだで、平等であるのです」 (DC. Cáp. I. §. 3. OL · II. p. 162)。

上記によってみると、「お互いにたいする恐怖」の「原因」の〈一つ〉としての・「人間のあいだの・自然から与えられている平等」の意味は、

a) 〈第一〉に、本章・前出・I — A, 4), b) に見た・“EoL.”における・〈第一〉の「平等」概念の意味とひとしいものであって、すなわち、「人間の身体の構造」の「脆さ」と「身体が崩れれば、身体の力の強さも知恵も、ことごとく、滅び去る」ことに基づいて、「この上もなく力の弱い者にとっても、自分より力の強い者を殺すことが、どれほどたやすいか」、言いかえれば、「互いに相手を打ち倒す…」 「行動」の「平等」にある。

b) 「平等」の〈第二〉の意味は、「平等」とは、「いちばん極端な行動」としての「相手を打ち殺す」ことそのものの中に成立する、というものである。

c) 上記・a), b) の・〈第一〉と〈第二〉との意味の「平等」は、“Lev.” Chap. XIII. にあって、〈第一〉と〈第二〉との「平等」概念が合して、自らの両者が、「各人にたいする・各人の戦争」の〈総原因〉であることを示しているのに似て、“DC.”に言う「お互いにたいする恐怖」の〈総原因〉である、と見ることができよう。

4) そして、かかる〈総原因〉に発する「お互いにたいする恐怖」が、「国家」の「起源」である、という点で、“DC.”における・「平等」の〈意味〉は、

“*EoL.*” にあっての・「平等」の〈意味〉を超えているのである。

5) a) ただしかし、「人間のあいだの・自然から与えられている平等」が、「互いに相手を打ち倒す点で平等な行動をとることができる」という・〈第一〉の意味であるにせよ、ないしは、「いちばん極端な行動」たる「相手を打ち殺す」ことのうちに成立する・〈第二〉の意味であるにせよ、その「互いに相手を打ち倒す」こと、「相手を打ち殺す」こと自体の・さらに〈個別の原因〉については、“*EoL.*” にあってと同よう（本章・前出・I — A, 5)), ホブズは、なにら語ってはいない。

b) しかし、その〈個別の原因〉は、あるいは、「お互いにたいする恐怖」の・〈他方〉の「原因」である「相手に傷害を加えようとする・お互いの意志」であるか、あるいは、後出の・その「意志」の・さらに・〈一方〉の「原因」である・「思い上がり」にたいする「欲求」（“*EoL.*” にあってとひとしく）であるか、ないしは、〈他方〉の「原因」である・「多数者が同時に同一の物を欲求する」こと（“*EoL.*” においてとおなじく）であるか、ないしは、それらの複合でなくてはなるまい。

6) さて、そこで、「国家」の「起源」である「お互いにたいする恐怖」の・〈第二〉の「原因」、くりかえせば、「相手に傷害を加えようとする・お互いの意志」について言えば、この「意志」そのものの「原因」に關説しつつ、まず、こう述べられている。

a) 「相手に傷害を加えようとする意志は、自然のままの状態では、あらゆる人間の心に宿っているものでありますが、しかし、それが生ずる原因は、同一ではありませんし、また、ひとしく非難されるべき意志でもないのです。と申しますのは、ある人間は、自然から与えられている平等に逆らわずにこれにしたがって、自分自身に認めるのと同じのもののごとくを、他人にも認めるのです。この振舞いは、節度を守っている人間の行ないであり、すなわち、わが身の力 (*vires suae*) を正しく (*rectē*) 評価している人 (*æstimāns*)

の行ないであります」(DC. Cáp. I. §. 4. OL. II. p. 162)。

b) この叙述内容は, “*EoL.*” Pt. I. Chap. 14. §. 3.に描かれたように, 「思い上がり」にたいする「欲望」を抱く「ある種の人間たち」に対置させられた「節度を守っている人間たち」もまた, 前者の「人間たち」を「屈伏」させ, 「お互いに加え合う暴力」に巻き込まれていく経緯を, ここでは, 「屈伏」させる〈意志〉, ないしは, 「お互いに加え合う暴力」への〈意志〉の代りに, 「相手に傷害を加えようとする意志」をおいて, 語ろうとするものにほかならない。

c) すなわち, 「節度を守っている人間」が, にも拘らず, 「相手に傷害を加えようとする意志」を抱くことを迫られる「原因」があるのであって, この「原因」が存在する時には, 上記の「人間」がもつ・この「意志」は, 「ひとしく非難されるべきでもない」とされるのである。

d) ところで, その「原因」は, “*EoL.*” にあってとおなじく, 「思い上がり」, ないしは, それにたいする「欲求」であるが, “*EoL.*” に比して, 叙述はより詳細である。

すなわち, 「ある人間は, 自分の力を(*sē*), 他人よりも(*áliīs*) 上にある(*supériōr*), と評量し(*exístimāns*), あらゆる事柄(*ómnia*) が, 自分ひとりだけに(*síbi sóli*), 許されていて(*licēre*) ほしいと意志し, また, 他人に先んじて(*præ cæterīs*), 名声(*hónor*) を, わが身に受けるべからざるにも拘らず, わがものとするのです(*síbi árrogat*)。こうした振舞いは, 放埒な性情の人間の行ないです。それゆえ, このような人間にとっては, 相手に傷害を加えようとする意志は, うぬぼれた・思い上がり(*inânis glória*), すなわち, 自分の力についての・間違った評価(*fálsa æstimátio*) から, 生じてくるのです」(DC. Cáp. I. §. 4. OL. II. 162)。

e) そして, つづいて, こう述べられている。

「前者〔節度を守っている人間〕にとっては, こうした人間〔放埒な性情の人間〕に抵抗して, 自分の利益(*rês súæ*)と自由(*líbertās*)とを防衛す

る (dēfēndēdī) 必然性から (ex necessitate), 相手に傷害を加えようとする意志が, 生じてくるのです」(lōc. cit.)。

7) a) すなわち, 「放埒な性情の人間」が抱く・「思い上がり」にたいする「欲求」から発する「相手に傷害を加えようとする意志」は, 「節度を守っている人間」の「利益と自由」とに「傷害を加える」〈行動〉を生むにとどまらず, その「傷害」は, 「利益と自由」とをこえて, 「節度を守っている人間」の「生命」に及ぶ可能性を多分に含んでいる。

b) この可能性が生じさせるのが, 当然, 「節度を守っている人間」が抱く「恐怖」である。

そして, その「恐怖」は, 「節度を守っている人間」にも, 「自らの生命の保存」(「よいものの第一に位するもの」)にたいする「欲求」が存在することを, 示しているものである。

c) この「欲求」は, 「節度を守っている人間」が, 「自分の生命」を「防衛」する「自然に基づく権利」(すなわち, 本稿・第II部。第III章。X), Q)。

b) (『教養部紀要』。第29号。142-143ページ)に見たとおり, 「自分自身の生命と手足との防衛に, 必然性によって役に立つ事柄は, 自然に基づく権利によって, 行なわれるのでありますし, また, 自然に基づく権利と見做されるのであります…」(傍点は, 原文イタリック。DC. Cap. I. §. 10. OL. II. pp. 164-165), と言われる「自然権」をもっていることの根拠である。

d) しかるに, この「自然に基づく権利」(「自然権」)は, 「自分の生命」を「防衛」する「権利」であるとはいえ, 「自然」が「各人」に「平等」にかつ「必然」に命じている〈第二の行動命令〉(〈自らの生命の保存に, 諸手段(「防衛」を含む)を, 適合させよ〉)に基礎をおくゆえに, かかる〈諸手段〉である・前述の「自分の利益と自由と」を「防衛」する「権利」でもある。

e) しかも, 「自分の利益と自由とを防衛する」ことは, 上記の・「自然」が下している・「必然」の〈行動命令〉に基づくものであるゆえに, 「必然性」をもつ。

f) この「必然性」から, 「節度を守っている人間」に生じてくるのが, 「放埒な性情の人間」という「相手に傷害を加えようとする意志」である。

g) そして, この「意志」は, 上の「必然性」に, ひいては, 「自然」が下す〈行動命令〉に, したがって, 「自然権」に, 基礎をおくゆえに, 「非難されるべき意志」ではないのである。

h) もとより, この「意志」の源は, 「思い上がり」にたいする「欲求」である。してみれば, 「節度を守って」いた「人間」もまた, この「欲求」を抱くものである, としなくてはならない。

i) さて, こうして, 「放埒な性情の人間」が抱く「相手に傷害を加えようとする意志」は, 「節度を守っている人間」に「恐怖」を与え, また, 「節度を守って」いた「人間」がもつに至った「相手に傷害を加えようとする意志」は, 「放埒な性情の人間」に「恐怖」を抱かしめる。

j) ここに, 「相手に傷害を加えようとする意志」は, 〈普遍化〉して, 「相手に傷害を加えようとする・お互いの意志」となり,

また, 「恐怖」も, 〈普遍化〉して, 「お互いにたいする恐怖」となる。

k) しかし, 上の経緯の〈最初の契機〉は, 「放埒な性情を持つ人間」が抱いた「思い上がり」, ないしは, それにたいする「欲求」である。

l) してみると, 「国家」の「起源」である「お互いにたいする恐怖」の・〈第二〉の「原因」である「相手に傷害を加えようとする・お互いの意志」の・さらに「原因」であるもの(そしてまた, 「相手を打ち殺す」ことの〈個別の原因〉たりうるもの)は, 「思い上がり」であり, また, それを生む「欲求」・「欲望」である。

この「思い上がり」は, 本・II — B, 1) に見たとおり, “DC”にあって, ひとたびは, 「国家」を「つくる」「原因」から除外されたにも拘らず, “EoL.”の立論を踏襲する中で, 再び, 「国家」の「起源」を形づくる要因としての位置を占めるに至ったのである。

8) そこで, 以上によってみると, 「相手に傷害を加えようとする・お互い・

の意志」から生ずる「お互いにたいする恐怖」を仲立ちとする「戦争」の〈必然性〉の「原因」は、かつての「放埒な性情の人間」と、かつての「節度を守っている人間」との双方が（とりもなおさず「各人」が）抱く・「思い上がり」にたいする「欲求」を〈最初の契機〉とし、かつ「各人」がもつ・「自分の生命の保存」にたいする「欲求」に基づいている・「各人」の・「自分の生命」を「防衛」する「自然に基づく権利」である。

9) 上述・8)の分析は、以下に見る・“DC”. Cáp. I. §. 5.における・ホブズ自身の所論によって、裏づけられる。

a) ただし、この場合、ホブズは、“Lev.” Pt. I. Chap. XIII. E. prg. 2.; L. prg. 1.で、「賢さ」（「知能」, 「賢明さ」）という「心の能力」にあっては、「あらゆる人間」は、「平等」であることを立論したのにつづいて述べているところから推察されるように、「思い上がり」は、人間に、「自分の力」のうちでも、とりわけ「知能 (ingénium. 「賢さ」) について、生ずるものである、ということ、前提としている。

すなわち、“Lev”. Chap. XIII.の上掲箇所では、つぎのように言われている。

「おそらく、こうした平等などを、信じられないものにすると思われま事柄は、人が自分自身の知恵 (wisdom. 「知能」, 「賢さ」) について抱いております・うぬぼれ (a vain concept) だけにすぎません。(L. 「わが身を過大に評価する人々の思い込み (opinio eorum quī plus jústō sē aestimant) だけにすぎません」)。なぜなら、ほとんどすべての人間は、世間一般の人にくらべて、すなわち、自分自身を除き、また評判の高さとか、あるいは、自分と意見を同じくすることとかによって、自分が尊敬している・僅かな数の他人を除いた・あらゆる人間にくらべて、自分こそ、ずっと深い知恵そなえている、と思いついでいるからなのです。その理由は、人が、他人の多くを指して、自分より機知に富む、あるいは弁舌が巧みである、あるいは、学識がある、ということは、どれほど認めるにしましても、にも拘らず、自分と同じ位賢明な (wise) 者が、数多くいるということは、なかなか信じはし

ないというのが, 人間というものの自然本性 (the nature of men. L. nātūra hōminis. = 「うぬぼれ」) である, というところにあるのです (Lev. Pt. I. Chap. XIII.E. pp. 183-184 ; OL · III. pp. 97-98)。

b) ホブズは, こうした前提に立って, "DC." Cap. I. §. 5.で, さきにふれたとおり, 「知能」における「思い上がり」が, 「戦争」の〈必然性〉の〈最初の契機〉であることを, こう述べている。

「…知能をめぐる争いが, いちばん熾烈であるのでありますから, この競り合いから, いちばん熾烈な敵対行動 (māximæ discórdiæ) が起こってきますのは, 必然であります (nécesse est)」 (DC. Cáp. I. §. 5. p. 162)。「このことは, 同一の信教の諸宗派あいだと, 同一の国家の諸政党のあいだとに生まれる戦争 (bélla) ほど, 激しいものはない, という点から明らかになることであります。なぜなら, そこには, 信教の教説についての, ないしは, 国政を運営する賢明さについての, 争いがあるからであります」 (DC. Cáp. I. §. 5. OL · II. pp. 162-163)。

かかる場合に, 「いちばん熾烈な敵対行動」(「戦争」) が生ずるのは,

一つには, 「信教の教説」の解釈と, 「国政を運営する賢明さ」とこそが, 「敵対行動」の〈最初の契機〉である「思い上がり」にたいする「欲求」がもっとも強く発動する「知能」にとって, うってつけの場であるからであり,

二つには, 〈最初の契機〉である・「思い上がり」にたいする「欲求」の対象である相手が, もっとも身近かにある場合に, 「思い上がり」にたいする「欲求」が, もっとも強く働くからであり,

三つには, その・強度の・「思い上がり」にたいする「欲求」から生ずる「相手に傷害を加えようとする意志」は, これまた, もっとも烈しいものであるはずであるからであり,

四つには, その・「意志」の烈しさは, 常ならぬ「恐怖」を相手に与えるはずであるからであり,

五つには, それぞれの烈しさ・強さによって, 上記の「意志」と「恐怖」

とは、おのおの、急速に〈普遍化〉して、「相手に傷害を加えようとする・お互いの意志」となりやすく、「お互いにたいする恐怖」となりやすいはずであるからであり、

六つには、当然ここに結びつかざるをえないが、「各人」の・「自らの生命の保存」にたいする「欲求」と、

七つには、その「欲求」に基づいている・「自分の生命」を「防衛」する・「各人」の「自然権」であるはずであるからである。

c) 上見の所論は、また、“*Lev*”. Pt. II. OF COMMON-WEALTH. Chap. XVII. E. prg. 6. ; L. prg. 6. に語られているところとも、共通である。

(この箇所での・ホブズの論述もまた、アリストテレスの見解——すなわち、「ところで、人間が、あらゆる蜜蜂とあらゆる群居動物とにもまさって (*μᾶλλον*. [マアルロン]), 国家という融合体をつくる動物でありますことは、明白であります」 (“*Πολιτική*” A. 2. 1253 · a. 7–8. アリストテレスは、その根拠を、「動物のうち、人間だけが、言葉 (*λόγος*. [ロゴス]) をもっている」というところにおく。1253 · a. 9–10) ——にたいして、「人間」は、「思い上がり」のゆえに、ついには「戦争」に至る〈反社会性〉において、蜜蜂などさえにも〈劣り〉、「国家という融合体」を〈つくりえない〉動物である、とする趣旨の反論である)。

すなわち、ホブズは、こう言う。

——「なるほど、ある種の生物、たとえば、蜜蜂、蟻は、互いに平和に社会生活を営んでおります。(ですから、これらの生物は、アリストテレスによって、共同生活を営む動物のうちに数えられているのです)。しかも、これらの生物は、自分たち一匹一匹の判断と欲求と以外には、共同生活を導くものを、もっておりませんし、また、そのうちの一匹が他のものに、共同の利益に役立つと自分が考える事柄を、表示する言葉も、もってはいないので。

そこで、多分、人によっては、人類ともあろうものが、なにゆえに、これら

の生物と同じことをすることができないのか, を知りたがることでありましよう」。(Lev. Pt. II. OF COMMON-WEALTH. Chap. XVII. E. p. 225 ; OL · III. p. 129)。——

アリストテレスが, 「国家という融合体をつくる動物」たる点において, 「人間」が蜜蟻などに「まさる」, と言うのに反して, 実は, 「人間」の方が〈劣る〉根拠を, ホブズは, 「これにたいして, 私は, こう答えます」, とし、つぎのように挙示する。

i) 「第一に」, 「人間は, 絶えず, 名声 (Honour. L. hōnorēs) と尊敬をえること (dignity. L. dīgnitās) とを求めて, 競り合っております (continually in competition for… L. perpétuō cōntendunt)」。しかるに, これらの生物には, そういうことは, ないのである。「そして, その帰結として, 人間のあいだには, 上のことを根拠に, 嫉み (Envy. L. invīdia), 憎しみ (Hate. L. ódium), そして, 最後には, 戦争 (Warre. L. béllum) が, 起こるのです」。しかし, あの生物のあいだでは, このようなことは, 起こらないのである (Lev. Pt. II. E. prg. 7. pp. 225–226 ; L. prg. 7. OL · III. p. 129)。

「名声と尊敬とをえることとを求めて競り合う」ことは, プラトーンが斥ける「人間としての生き方」のうち, “φιλονικία καὶ φιλοτιμία” ([フヒイロニーキア・カイ・フヒイロティーミア]。〈競合愛と名声愛〉。“Πολιτεία” H. 548·c.原文では, それぞれ複数形) であって, これらは, 「思い上がり」にたいする「欲求」から生ずる以外になく, それゆえ, 人間を, 〈反社会的〉ならしめるもの, すなわち, 「嫉み」, 「憎しみ」, そして, 最後には「戦争」に引きずり込むものである。

ii) だが, それにしても, 人間は, 〈なにについての〉「名声と尊敬をえることとを求めて競り合う」のであるか。言いかえれば, 「思い上がり」の「欲望」は, 〈なににあつての〉「思い上がり」にたいする「欲望」であるのか。

ホブズが, これに「答える」のは, とりわけ, 「第三に」と, 「第五に」として, である。

すなわち、「第三に、これらの生物は、(人間とちがいで)理性を使用しませんから、自分たちの・共同の仕事の営みの上での欠陥がわかりませんし、また、自分たちにわかると、考えてもおりません。これにひきかえ、人間のあいだには、自分以外の者たちに比べて、自分の方がより賢明である、と考え、自分以外の者たちに比べて、自分の方もとうまく国家公共を統治する力量にまさっている、と考えている人々が、おそろしく数多くいるのです。そこで、こういう人々が、ある者は、この仕方で、他の者は、あの仕方で、国家公共の統治を、改革し、刷新しようと努力するのですし、そして、このことによって、統治を分裂させ、統治を内戦に導き入れるのです」(Lev. Pt. II. Chap. XVII. E. prg ; 9. p. 226 ; L. prg. 9. OL・III. pp. 129-130)。

「国家公共を統治する」上に、他の人に比べて、「自分の方が、賢明であり」、「もとうまく、……統治する力量にまさっている」と「考える人々が、おそろしく数多くいる」ことは、その人々が、〈現実〉の「賢明さ」(「知能」)、「力量」もそなえずに、ただ、「知能」についての「思い上がり」にたいする「欲望」に駆られているにすぎないことの証左である。

しかし、その「賢明」・「知能」という「力」にあつての「思い上がり」にたいする「欲望」こそ、“DC”に述べられているとおり、「同一の国家の諸政党のあいだに」「相手に傷害を加えようとする意志」の〈激しさ〉、と、その「意志」を「原動力」とする「熾烈な敵対行為」・「戦争」・「内戦」とを、生み出す「原因」である。

さらに、ホブズが、「第五に」として述べている文意も、上と同じようである。

「第五に、理性をそなえていない生物は、〔他から加えられる〕侵害と〔自らが原因の〕損失とのあいだを識別することができません。ですから、この生物たちは、わが身が安泰である限り、仲間のすることが自分の気にさわることはないのです(L. 「他のものを、そねむことはないのです」)。これにひきかえ、人間は、いちばん安泰である時にこそ(L. 「^{ひま}閑暇と財産とをいちば

んもてあましている時にこそ)」, いちばん心を悩ませるのです。と言いますのは, そうした時にこそ, 人間は, おのれの賢明さをひけらかしたがり, そして, 国家を統治している人々の行動に, 掣肘を加えたがる (L. 「行動を非難したがる」) からであります」(「侵害と損失」以外の傍点は, 引用者。Lev. Pt. II. Chap. XVII. E. prg. 11. p. 226 ; L. prg. 11. OL · III. p. 130)。

10) もとより, このようにして, 「思い上がり」, ないしは, それにたいする「欲求」が, 「戦争」の〈必然性〉の〈最初の契機〉であるにしても,

a) 「戦争」が〈必然〉に生起する過程には, 本・II — C, 7) に分析したように, 上記の〈最初の契機〉が, 「相手に傷害を加えようとする意志」を〈普遍化〉させて, その「意志」を「お互いの意志」たらしめ, かかる「相手に傷害を加えようとする・お互いの意志」が, 「恐怖」を〈普遍化〉させ「お互いにたいする恐怖」たらしめる, ということがなくてはならない。

b) しかるに, この〈普遍化〉は, 「放埒な性情の人間」の・「侵害」の〈行動〉にたいして, 「節度を守っている人間」がもつ・「自分の生命の保存」にたいする「欲求」を仲立ちとするものである以外にないのであり,

c) そして, この「欲求」が, 「自分の生命」を「防衛」する「自然に基づく権利」を根拠づけるのである。

d) それゆえ, 「戦争」が〈必然に〉生起する「原因」は, 本・II — C, 8) をくりかえして言えば, まず, 双方の「人間」に同一な・「思い上がり」にたいする「欲求」を〈最初の契機〉とし, かつ「各人」が, 「自分の生命の保存」にたいして抱く「欲求」に基づいた・「各人」の・「自分の生命」を「防衛」する「自然権」である。

11) さて, ところが, 「相手に傷害を加えようとする意志」が, 〈普遍化〉して, 「お互いの意志」となる〈最初の契機〉が, 同じく, 「思い上がり」, ないしは, それにたいする「欲求」であり, そして, 「戦争」の「原因」もまた, 同じく, 「自然権」にありながら, 前記の〈最初の契機〉から生ずる要因が,

上に見たのとは異なるところの経緯をも、ホブズは描いている。

これは、“*EoL*”. Pt. I. Chap. 14. §. 4.を踏襲した“*DC.*” Cáp. I. §. 5.に、示されるものである。

a) すでに、本章・前出・II —— A, 11)に見たとおり、「思い上がり」にたいする「欲望」は、〈自分の力〉と〈比較〉して、他人を「こきおろす」、他人に「冷罵」・「嘲笑」を加えることと不可分である。

b) それゆえ、ホブズは、“*DC.*” Cáp. I. §. 5.でも、つぎのように言う。

「それに、魂のよろこびの一切と、楽しみの一切とは、誰彼を問わず相手をもつ者が、その相手と自分とを比較して、自分自身について高ぶりを感じることができる、ということの中にあるのでありますから、人が、お互いにたいする敵意 (*ódium*) と軽視 (*cóntem{p}tum*) との心を、時として、あるいは嘲笑 (*rîsus*) により、あるいは侮辱の言葉 (*vérba*) により、あるいは軽蔑の身振り (*géstus*) により、ないしは、なんらかのしるし (*sígnum*) によって、あらわにしないということは、ありえないのですが、〔相手方からすれば〕、いうまでもなく、これより激しい・心の苦しみ (*ánimī moléstia*) はないのですし、また、この原因から以上に、相手に傷害を加えずにおくものか、という・より激しい衝動 (*lædendī libîdo májor*) が起こるのを常とすることもないのです」(*DC. Cáp. I. §. 5. OL. II. p. 163*)。

c) i) この叙述を、本章・前出・I —— Cに見た・“*EoL.*” Pt. I. Chap. 14. §. 4.の論旨に比較する時、後者にあつて、「侮辱」・「軽蔑」の「しるし」から、相手方に「怒り」が生ずるとされているのにたいし、ここでは、生ずるのは、「激しい・心の苦しみ」であるとされている。

すなわち、この「激しい・心の苦しみ」から、自分に「侮辱」・「軽蔑」の「しるし」を投げつけた「相手に傷害を加えようとする意志」が発し、それゆえ、その「意志」の対象たる「相手」にも、同じ「意志」が生じ、こうして、上の「意志」は、〈普遍化〉して、「お互いの意志」となり、それが、「お互いにたいする恐怖」を招いて、「戦争」の〈必然性〉の「原因」となるので

ある。

ii) だがしかし, 「怒り」と異なって, 「心の苦しみ」とは, のちの“Lev.” Chap. VI.の「情念」論にあって, 「生命運動」を「妨害する」・「攪乱する」・「弱める」ところの「内側へ向かう」〈内部運動〉を受けた「心臓」が発する「外側へ向かう」〈内部運動〉の一方のものである「嫌悪」に不可分離に付随する「内部感覚内容」であって, これは, 上記の「外側へ向かう」〈内部運動〉の他方のものの「現われ」であるのであった。(本稿・第II部・第III章。IV)。『教養部紀要』。第29号。)

ロ) してみれば, 「激しい・心の苦しみ」は, 「生命運動」と, したがって, 「生命運動」がそのために営まれている「生命の保存」そのものが, 著しく〈妨害され〉・〈攪乱され〉・〈弱められている〉ことを, 表示しているものであるが, しかし, 「心の苦しみ」が不可分離に付随する「嫌悪」は, 「生命運動」を, ひいては「生命の保存」を, 「妨害する」・「攪乱する」・「弱める」ところの〈外部運動〉を発する「外部にある対象」にたいする「欲求」と, 意味において同一のものである。

ハ) それゆえ, 「心の苦しみ」が意味しているのもまた, かかる「欲求」であり, 根本にあっては, 「生命運動」・「生命の保存」にたいする「欲求」である。

ニ) そして, この・後者の「欲求」に基づいて成立するのが, 「自分自身の生命」を「防衛」する「自然に基づく権利」である。

ホ) したがって, 「思い上がり」, ないしは, それにたいする「欲求」が, 他人にたいする「軽視」・「侮辱」の「しるし」を産むという〈行動〉の「原動力」となり, この〈行動〉から, 侮辱を受けた者の側に生ずる「激しい・心の苦しみ」が, 「相手に傷害を加える衝動」という〈行動〉の「原動力」となって, 「戦争」が〈必然に〉生起する場合, その「戦争」の「原因」は, やはり, 「思い上がり」にたいする「欲求」を〈最初の契機〉とし, そして, 「自分自身の生命の保存」にたいする「欲求」に基礎をおいた「自然権」である,

としなければならない。

d) ちなみに, "EoL." Pt. I. Chap. 14.とこの"DC." Cap. I. §. 5.とに共通している・上見の叙述内容は, また, "Lev." Chap. XIII. E. prg. 6; L. prg. 5.で, ホブズが, 「各人にたいする, 各人の戦争」の〈三つの・個別の原因〉を, 「第一に, [物を獲得する] 奪い合い, 第二に, 不信 (L. 「防衛」), 第三に, 思い上がり (Glory)」としてまとめたあと, E. prg. 7.; L. prg. 6.で, 一つには, これらの〈原因〉が惹き起こす「侵略」の〈目的〉を示し, つづいて, 二つには, これらの〈原因〉が「暴力」を行使する〈機縁〉を記す時, 「思い上がり」について, つぎのように述べているところにも, 対応する。

すなわち, 「第三の原因[思い上がり]は, 取るに足りないものを原因として, 暴力を用います。たとえば, 軽侮の・たったの一語, たった一つの冷笑, 意見の・たった一つの喰い違い, および, どのようなものであるにしましても, それ以外の・軽侮のしるしで, じかに本人の身柄に向けられたものか, ないしは, 遠回しに, 本人の親族, 本人の友人, 本人の祖国, 本人の職業, あるいは, 本人の肩書に向けられたものが, それなのです」(Lev. Chap. XIII.E. p. 185; III. p. 99)。

II — D

1) さて, ホブズは, 「相手に傷害を加えようとする・お互いの意志」の・〈第一〉の「原因」として, 上見のように, 「思い上がり」を挙げたのち, それの・〈第二〉の「原因」を"DC." Cap. I. §. 6.で告げるのであるが, その論述内容は, 本章・前出・I — Dに見た・"EoL." Pt. I. Chap. 14. §. 5.のそれと同一である。

「もっとも, 人間がお互いに相手に傷害を加えたいと欲望する (cúpiunt) 原因で・いちばん数多く見られますものは, 多数の人間が, 同時に (símul), 同一の物 (éadem rê. 「利益」) を欲求する (âppetant) ものの, しかし, ほとんどの場合, その物(利益)が, 共同では享受されることができず, また,

共同に分割することができない, というところから, 生まれてくるのです。このところから帰結しますのは, その・同一の物〔利益〕は, 力のより強い者に与えられざるをえない, ということであります。しかるに, 誰が, 力のより強い者であるかは, 戦争 (pugna) によって決着をつけられるほかはない (jūdīcandum) のです」 (DC. Cáp. I. §. 6. OL · II. p. 163)。

a) 見るとおり, 叙述内容が, “*EoL.*” のそれと全く同一である以上, 分析の内容もまた, 前出・I — Dに記したところと異なるものにはなりえない。

b) 結論のみを述べれば, 「戦争」が〈必然〉に生起する「原因」は, 「物」ないし「利益」にたいする「欲求」を〈最初の契機〉とし, 「各人」の「自分の生命の保存」にたいする「欲求」に基礎をおいているところの・「自分の生命」を「防衛」する・「各人」の「自然権」である。

以上, 本・II — A ~ II — Dに分析したように, “*DC.*” Cáp. I. にあつては, 「戦争」の〈個別の・二つの原因〉は, 「思い上がり」にたいする「欲求」と, 「物」「利益」にたいする「欲求」とを, それぞれ〈最初の契機〉とし, 「各人」の・「自分の生命の保存」にたいする「欲求」に基づいて「各人」がもつ・「自分の生命」を「防衛」する「自然に基づく権利」(「自然権」)である。

ここで予め, 上記の・“*EoL.*” と“*DC.*” とにあつての・「戦争」の〈個別の原因〉と, 次・III — A ~ III — Cに分析する・“*Lev.*” における・「戦争」の〈個別の原因〉との相違を示しておけば, “*Lev.*” では, 「各人にたいする・各人の戦争」の〈三つの・個別の原因〉は, 〈三つの内容の「欲求」, ないし「欲求」の様態であるもの〉を端緒にするものではあるが, しかし, これらの「欲求」は, それが「自然」に基づくゆえに, 「各人」が抱く・「自分自身の生命の保存」にたいする「欲求」をそれぞれの〈根底〉にもつことをあらわにし, この後者の「欲求」が, 〈三つの内容の行動〉の「原動力」となり,

しかも、後者の「欲求」の対象である・「各人」の「自分自身の生命の保存」が、明確に、「目的」としての位置を占め、それゆえ、「各人」が「自分自身の判断力と理性とに照らして、この目的にとっていちばん適合した手段」であると心に抱く〈行動の仕方〉・〈力の行使〉にたいして、これを〈制圧〉する「共同の力」たる「国家」が〈存在しない〉ゆえの・「各人」の「自由」に、すなわち、“Lev.” Pt. Chap. XIV. E. L. prg. 1., 2.に規定される「自然に基づく権利」ないし「自然にしたがう権利」〔「自然権」〕、という〈根本にある・かつ共通な原因〉に、帰着するのである。

それゆえ、“Lev.”の場合には、「戦争」の「原因」は、“EoL.”と“DC.”とにあってとは異なり、〈諸欲求〉を〈最初の契機〉とする「自然権」であるのではなく、〈諸欲求〉を端緒とする〈三つの・個別の原因〉が帰着する・〈根本にある・共通な原因〉たる「自然権」である。

“EoL.”，“DC.”と“Lev.”とのあいだの・かかる相違は、本稿・次・第四章で分析の対象となる・“Lev.”における・「自然権」の概念と，“EoL.”，“DC.”にあっての・すでに見た・その概念とが、構成要素をひとしくしながらも、構成の論理的構造において差異をもつことに、由来するのである。

III — A

1) a) 本章・I — D, II — Dに見たとおり，“EoL.”と“DC.”とにあってはひとしく、「目的ではあるもの」〔「利益」〕にたいする、あるいは「物」〔「利益」〕にたいする、「欲求」は、「お互いに加え合う暴力」、ないし「戦争」（“Lev.”に言われる「各人にたいする・各人の戦争」に相当するもの）の〈最初の契機〉としては、〈第二〉の位置におかれていた。

b) しかるに，“Lev.” Pt. I. Chap. XIII. E. prg. 3 ; L. prg. 2.では，“EoL.”，“DC.”における・「戦争」の〈最初の契機〉に相当するものの〈第一〉に挙示されるのは、「……私たち〔人間〕の目的であるもの (Ends) を獲得すること (attaining) ができる、という見込み (hope) の平等」であり、L.

では, 「各人が欲望する (cūpit) 物 (éa = rês. 「利益」) を獲得する (acquirēndi) ことができる, という見込み (spês)」である (Lev. Chap. XIII. E. p. 184 ; L. OL. III. p. 99)。

c) ホブズによれば, 「見込み」とは, 「〔欲求する対象を〕獲得すること (attaining) ができる, という予測 (opinion. L. opīnio) を伴っている欲求 (Appetite. L. appetītus)」であるのであるから (Lev. Pt. I. Chap. VI. E. prg. 14. p. 123 ; L. prg. 12. OL · III. p. 44), 「見込み」は, 「欲求」の様態の一つであり, 基本的には「欲求」と別ではない。

d) こうして, “Lev.” にあっては, 「戦争」の〈第一の・個別の原因〉の端緒をなすものは, “EoL.”, “DC.” とは順序を顛倒されて, 「目的であるもの」・「物」〔いずれも「利益」〕にたいする「欲求」である。

e) この・挙示の順序の顛倒は, 上記の E. prg. 3., L. prg. 2. に先行する・“Lev.” Chap. XIII. の E. prg. 1., 2., L. prg. 1. にあって, 〈第一の「平等」概念〉, 〈第二の「平等」概念〉, および〈第三の「平等」概念〉が, 論示されていることに, 基づくものである。

本稿・第一部・前・第II章に述べられたところを再言するならば,

〈第一の「平等」概念〉は, 〈「各人」が, 「どのような利益」であれ, その「利益」を, 他の・いかなる「各人」とも「同じ程度で」, 「自分のものである」と言い張る〉〈ことができる〉ことを, 意味し,

この〈第一の「平等」概念〉の〈根拠〉たる〈第二の「平等」概念〉は, 〈「身体の諸能力」と「心の諸能力」との「すべて」の「総計」にあっては, 「各人」と「各人」とは, 「平等」である〉ことを, 意味するものであり,

さらに, この〈第二の「平等」概念〉の〈根拠〉である〈第三の「平等」概念〉とは, 〈「賢さ」という「心の能力」にあっては, 「あらゆる人間」は, 「平等」である〉, ということを意味するものであった。

そして, この〈第三の「平等」概念〉が, 〈第二〉のそのの〈根拠〉である, とは, 「身体の諸能力」と「賢さ」以外の・他の「心の諸能力」と, 「賢さ」

という「心の能力」との「すべて」が「総計」される時には、「賢さ」の「平等」が、「身体の諸能力」上と、「賢さ」を除く「心の諸能力」上との〈差異〉の〈効果〉を、〈消滅〉させる、というところにあった。

それゆえ、正しく言えば、〈第二の「平等」概念〉とは、上記の・〈三つ〉の「能力」の「すべて」の「総計」における・「各人」のあいだの「平等」を、意味するものであった。

そして、かかる〈第二の「平等」概念〉と〈第一の「平等」概念〉とが、合して、自ら両者が、「各人にたいする・各人の戦争」の〈総原因〉であり、この「戦争」の〈個別の原因〉の〈前提〉であることを、示していたのである。

なぜなら、「各人」が、「どのような利益であれ、その「利益」を、他の・いかなる「各人」とも「同じ程度で」、「自分のものであると言い張る」時に、「各人」が、そのために〈行使〉するのは、上記の・〈三つ〉の「能力」の「すべて」の・「平等」な「総計」であるはずであるからである（以上、『経済と経営』。17-3.）。

f) それゆえ、「目的であるもの」・「物」〔いずれも「利益」〕を「獲得」することができる「見込み」は、これら〈三つの「平等」概念〉が意味する・〈三つ〉の「平等」の帰結である。

g) このように、〈三つの「平等」概念〉についての論述が先行したところから、さきにふれた・「戦争」の〈個別の原因〉の端緒を挙示する順序の顛倒が生じたことは、ホブズ自身、この端緒を示すにあたって、つぎのように述べているところに、明らかである。

「力量の・この平等から起こってきますのが、私たち〔人間〕の目的であるもの(Ends)を、獲得すること(attaining)ができる、という見込み(hope)の平等であります。(L.「自然に基づく平等から、各人に生じてきますのが、各人が欲望する(cúpit)物を、獲得する(acq̄irendī)ことができるという見込み(spēs)であります」)(傍点は、引用者。Lev. Chap. XIII. E. p. 184 ;

OL・III. p. 98)。

h) ここに言われる「力量の・この平等」, 「自然に基づく平等」とは, 前述した・〈三つ〉の「平等」概念が意味しているもののすべてを指すものである, と解さねばならない。

なぜなら, ここに挙げられる〈第一の・個別の原因〉の端緒, すなわち, さきに記したとおり, 「目的であるもの」・「物」〔「利益」〕にたいする「欲求」(ないし, 「獲得」できる「見込み」)は, 〈第三の「平等」概念〉を〈根拠〉とする〈第二の「平等」概念〉をさらに〈根拠〉とするところの〈第一の「平等」概念〉に含まれる・「各人」の・「どのような利益」をも「自分のものであると言い張る」〈ことができる〉ことを形づくる・その「言い張る」「原動力」としての「欲求」(ないし「見込み」)以外のものではありえないからであり, したがって, 〈第二〉と〈第三〉と不可分離である・〈第一の「平等」概念〉を, 〈前提〉しているのでなければならないからである。

2) さて, こうして, 「各人」が, 「どのような利益」であるにせよ, その「利益」を, 他の・いかなる「各人」とも「同じ程度で」, 「自分のものであると言い張る」ことが, 「利益」にたいする「欲求」によるものである以上, 当然, ホブズが言うように,

「そこで, ですから (therefore. L. érgo), 誰でもよろしいがふたりの人間 (any two men.〔とりもなおさず, 〈あらゆる人間〉) が, 同一の物 (the same thing. L. ídem) を欲望し (desire. L. cúpiunt), にも拘らず, その・同一の物を, ふたり一諸には享受することができないのであれば (if. L. quótiēs.「場合にはいつも」), そのふたり〔〈あらゆる人間〉〕は, 〔L.「互いに」〕敵 (enemies. L. hóstis) になるのです」 (Lev. Chap. XIII. E. p. 184 ; OL・III. p. 98), ということが, 帰結する。

3) だがしかし, 「……にも拘らず, その・同一の物を, ふたり一諸には享受することができなければ」, 「……できない場合にはいつも」, という表現は, 「そのふたりが, 敵になる」ことの〈条件〉が, 〈偶発的〉であることを, 表

現しているものである。

ところで、その〈条件〉が〈偶発的〉であることは、「各人にたいする・各人の戦争」の生起もまた、〈偶発的〉であることである。

4) しかしながら、この〈条件〉が〈偶発的〉であることは、ありえない。なぜならば、「各人」が、「どのような利益」についても、その「利益」を、他の・いかなる他人とも「同じ程度で」、「自分のものであると言い張る」こと、また「言い張る」〈ことができる〉ことが、意味するのは、「どのような利益」も（〈どのような〉「目的であるもの」も、〈どのような〉「物」も）、〈必然に〉、複数の人間が「一諸には享受することができない」ものである、ということであるからである。

5) そして、であればこそ、「目的であるもの」・「物」〔いずれも「利益」の「欲求」が、「各人にたいする・各人の戦争」（「そのふたり〔あらゆる人間〕は、敵になる」）が、〈必然に〉、生起する端緒であるのである。

6) とところで、「各人」が「欲求」する「目的であるもの」・「物」〔「利益」を、ホブズは、具体的に、他人が「耕し、種子を播き、農作物を栽培し、あるいは、所有している・肥沃な所領 (a convenient Seat. L. áger páulõ commódior. 「少しでもより肥沃な所領」) であり、また、そこから収穫される「その人の労働の果実」である、と示している (Lev. Chap. XIII. E. prg. 3. p. 184 ; L. prg. 2. OL · III. p. 98)。

7) とところが、本稿・第II部・第III章。IV), VIII) に述べたとおり（『教養部紀要』。第29号.）、「欲求」の〈対象〉である「目的であるもの」・「物」にたいする「欲求」とは、「各人」の「生命の保存（維持）」のための「運動」である「生命運動」を「強める」・「助ける」ところの・「内側へ向かう」〈内部運動〉を「心臓」に惹き起こす〈外部運動〉を発する「外部にある対象」にたいする「欲求」である。

それゆえ、かかる「欲求」の〈根底〉には、「各人」の・〈自らの「生命の

保存」そのものにたいする「欲求」があるのでなければならぬし、そして、その・「各人」の「欲求」は、実は、「自然」が、「各人」の「生命の保存」を〈意志〉していることである。

さらにまた、「目的であるもの」・「物」は、「利益」であり、「よいもの」であって、すなわち、「各人」にとり〈自らの生命の保存に適合した諸手段〉であり、なればこそ、「各人」は、そのようなものとしての「目的であるもの」・「物」にたいする「欲求」をもつのである。

しかし、ということは、これらの「欲求」は、その対象たる・上記の〈諸手段〉の〈目的〉である・「各人」の〈自らの生命の保存〉にたいする「欲求」を、当然、前提していなくてはならない、ということの意味する。

以上の・いくつかの理由によって、「目的であるもの」・「物」にたいする「欲求」の〈根底〉にあるものは、それらを「欲望する」「各人」の・「自分自身自身の生命の保存」にたいする「欲求」であり、ないしは、「各人」の「生命の保存」にたいする・「自然」の〈意志〉である。

8) さて、このようにして、具体的な「目的であるもの」・「物」にたいする「欲求」の〈根本〉にあるものが、「各人」の・「自分の生命の保存」にたいする「欲望」(ないしは、「各人」の「生命の保存」にたいする・「自然」の〈意志〉)であればこそ、ホブズの叙述は、前見のそれ——「目的であるもの」, 「物」を「欲望」する「ふたりは、敵になる」——から一変して、「そして、自分たちの目的であるもの(それは、主として、自分たち自身の生命の保存であります……)を求めて (in the way to their End, (which is principally their own conservation. …)), (L. 「自分自身の生命の保存という・自分の意図した目的を求めて (ad fînem síbi prôpôsitum, quæ est cōservâtiô prôpria)), お互いを、打ち殺そうと、あるいは、屈服させようと、努力する (endeavour. L. cōnatur) のです」(Lev. Chap. XIII. E. prg. 3., p. 184 ; L. prg. 2. OL・III. p. 98), という表現に転換するのである。

9) そして、「お互いを、打ち殺そうと、あるいは、屈服させようと、努力する」ことは、「戦闘によって相争おうという意志が十分に知られている・ある・時間の長さ」という・「戦争」の規定 (Lev. Chap. XIII. E. prg. 8, p. 186) に照らして、まさしく「各人にたいする・各人の戦争」である。

10) それゆえ、ホブズが、“Lev.” Chap. XIII. prg. 3.の欄外見出しに、「平等から、不信が出てきます」と記しているのは、適当でない。「平等」から「出てくる」のは、なによりも、「各人にたいする・各人の戦争」であり、この「戦争」から、〈被侵略〉の「予想」たる「不信」が「出てくる」、としなくてはならない。

11) ところで、さきに見た・具体的な「物」が「獲得」の「目的であるもの」であるにせよ、「自分自身の生命の保存」が「目的であるもの」であるにせよ、したがって、「物」にたいする「欲求」(「情念」)に突き動かされるにせよ、「自分の生命の保存」にたいする「欲求」(「情念」)に駆り立てられるにせよ、「情念」のみに引きずられて〈行動〉する「各人」は、「目的」であるものを「獲得」する〈行動の仕方〉を知らず、すなわち〈目的に適合した手段〉を知らぬ、という意味で、〈盲目〉である。

しかるに、本・第I部・前・第II章(『経済と経営』。17-2.)に見たところ、ある「目的」を抱く人間の「思考力」・「知能」(〈理能力〉)が、「おびただしい数の事物を涉獵して」、「それらの事物が、その目的にたいし、どのように役立つか、ないしは、それらの事物が、どのような目的に役立つか」(〈目的〉にたいする・〈手段〉の〈適合性〉)に「心を注ぐ」(〈判断する〉)さい、その「心の注ぎ方」(〈判断の仕方〉)が「非凡」なものである時、その「思考力」・「知能」がとくに「賢さ」と呼ばれるのであった (Lev. Chap. VIII.E. prg. 11. pp. 137-138 ; L. prg. 10. OL.・III. p. 57)。

すなわち、「賢さ」とは、〈目的〉にたいする・〈手段〉の〈適合性〉について、「厳格」・「敏速」な〈判断〉を下す「思考力」であり「知能」〈理能力〉にほかならないのであるから、したがって、「賢さ」とは、人間に向かって、

その者が抱く「目的」に〈適合した手段〉を〈教示〉し、「目的」を「獲得」しうる〈行動の仕方〉を〈指示〉する・「心の能力」であることになる。

12) さて、そこで、この「賢さ」が、具体的な「目的であるもの」・「物」にたいする「欲求」なり、「自分自身の生命の保存」にたいする「欲求」ないし「情念」を「原動力」としてのみ〈行動〉する・あの〈盲目〉な「各人」に、〈思考・推理〉させ、〈判断〉させ、すなわち〈教示・指示〉する〈行動の仕方〉(〈目的に適合した手段〉)は、「各人」が「獲得することができる、という見込み」をもつ・具体的な「目的であるもの」・「物」、ないしは、「自分のものであると言い張る」・「どのような利益」——たとえば、〈他人〉の「肥沃な所領」, 「労働の果実」——を、確実に「獲得」しうる〈行動の仕方〉であり、とりもなおさず、〈他人〉の「生命、あるいは自由をも (also…his life or liberty)」, 〈他人〉から「奪い取り (dispossesse)」, 「奪い去る (deprive)」, ということである (Lev. Chap. XIII. A. prg. 3. p. 184 ; L. prg. 2. OL · III. p. 98)。

そして、そのことが、「各人」が、「侵略者 (an Invader)」となることであり (E. loc. cit.), 言いかえれば、「お互いに他人を、打ち殺そうと、ないしは、屈服させようと、努力する」ことである (loc. cit.)。

13) だがしかし、この〈侵略〉は、「誰でもよろしいがふたりの人間」が、「敵になる」ことであってみれば、「各人」が「侵略者」となることを意味し、すなわち、〈普遍性〉をもつ〈相互的侵略〉にほかならない。

ホブズが、「ところが、その侵略者の方もまた、逆に (again. L. rursus), 別の侵略者からの・同じような危険にさらされている……」 (Lev. Chap. XIII.E. prg. 3. p. 184 ; L. prg. 2. OL · III. p. 98) と述べているのは、「お互いを、打ち殺そうと、あるいは、屈服させようと、努力する」ことが、〈相互的侵略〉の〈普遍性〉のうちにあるものであることを、明示するためであるが、とりもなおさず、これが、「各人にたいする・各人の戦争」である。

14) そこで、以上によってみると、「各人」が、「目的であるもの」・「物」〔「利益」〕にたいして抱く「欲求」、ないし「獲得」の「見込み」を端緒として、「各人」のもつ「自分の生命の保存」にたいする「欲求」を「原動力」とする〈行動〉で、かつ、「賢さ」によってその〈仕方〉を指示された〈行動〉である「侵略」と、その〈普遍的相互性〉とが、「各人にたいする・各人の戦争」の〈個別の原因〉の〈第一〉として示されていることになる。

15) ところが、a) 「各人」が「自分自身の生命の保存」にたいする「欲求」を抱くことは、「自分自身の生命の保存」が「よいものの第一に位するもの」である以上、「各人」が、「自分自身の生命の保存」を、自らにとっての〈最高の「目的」〉としていることを、意味する。

b) しかるに、この「欲求」は、本来、「各人」の「生命の保存」にたいする・「自然」の〈意志〉なのであるから、「各人」がこの「欲求」を抱き、「自分自身の生命の保存」を「目的」とすることは、「各人」が、かく〈意志〉している「自然」に「したがう」ことであるにほかならない。

c) 「各人」が、上記の「自分自身の生命の保存」の「欲求」を「原動力」とし、「賢さ」が指示する・「侵略」という〈行動の仕方〉をとることは、〈行動〉が「力」に基づくものである以上、「各人」が、「自分自身の力を行使する」ことである。

d) i) ところで、ホブズによれば、〈行動〉の「原動力」たる諸「情念」(「欲求」、「嫌悪」、「見込み」、「恐怖」)が、「同一の事物について、交替して起こり、そして、意図した・その事柄を行なうことの、あるいは、行なわないうておくことの・さまざまな・よい結果、わるい結果が、つぎつぎに私たちの思考の中にやってくる場合には、それゆえ、私たちは、ある時は、その事柄を行なうことにたいする欲求を抱き、ある時は、それを行なうことにたいする嫌悪を抱き、ある時には、それを企てることにたいする断念、ないしは恐怖を抱く。当該の事柄が、行なわれてしまうか、あるいは、〔行なうことが〕、不可能と考えられてしまうかまでつづいていく・こうした・欲望、嫌悪、見

込み, そして恐怖の積み上げ〔*summe. L. aggregatum*〕が, 私たちが秤量 (DELIBERATION) と呼ぶものである〕 (“*dēlibērātio*”は, *dēlibērāre*, <*dē* “+” *lībra*” (「秤皿ニカケル」) に由来) (Lev. Chap. VI · E. prg. 49. pp. 126–127 ; L. prg. 39. OL · III. p. 47)。

そして, ホブズは, 「秤量にあつて〔上記の「積み上げ」にあつて〕, 最後の (the last) 欲求, ないしは, 〔最後の〕嫌悪で, 行動することに直結するもの, あるいは, 行動しないことに直結するものが, 私たちが, 意志 (the WILL) と呼ぶものである」と規定する (Lev. Chap. VI. E. prg. 53. p. 127 ; L. prg. 42. OL · III. p. 158)。

ii) であるとすれば, 「各人」が, 前記・c) の「行動」をとり, ないしは, 「自分自身の力を行使する」さいの「原動力」である・「自分自身の生命の保存」の「欲求」は, すでに, その〈行動〉ないし〈力の行使〉への「意志」である。

e) そして, 「自然による身の上」にあつては, 「欲求」ないし「意志」と, それを「原動力」とする「行動」(〈行動〉の〈仕方〉を含む) とを〈制圧〉する「共同の力」である「国家」は, 〈存在しない〉。

それゆえ, 「各人」は, 〈自分自身の生命の保存〉を「目的」に, 「自分自身の意志のままに, 自分自身の力を行使する」上で, 「外部にある障害物が遠くに離れている」状態にあり, すなわち「自由」をもっていることになる。

かかる内容の「自由」が, ホブズが, “Lev.” Chap. XIV. E. L. prg. 1., 2. で規定する「自然に基づく権利」, ないし「自然にしたがう権利」, 約言すれば「自然権」である。

f) しかし, さらに言えば, 「各人」が「自分自身の生命の保存」という「目的」のために, 「自分自身の意志」にしたがって, 「自分自身の力を行使する」こと, すなわち, ある〈行動の仕方〉をとることは, なによりも, 「自然」が,

「各人」にたいし、「平等」に、また「必然」に、下している〈第二の行動命令〉（〈自らの生命の保存に、諸手段を、適合させよ〉）に、「各人」が「したがっている」ことである。

g) ところで、本稿・本・第I部・第II章（『経済と経営』。17-2.）を想起すれば、「自分自身の生命の保存」という・「各人」の「目的」にたいする・〈諸手段〉の〈適合性〉を〈判断する〉「思考力」・「知能」（〈理性能力〉）は、「各人」が、「自然」が下している〈第二の行動命令〉に「したがう」時、「賢さ」と呼ばれるものとなるのであった。

h) すなわち、「各人」は、上の〈行動命令〉に「したがう」限り、「賢さ」をそなえざるをえないのであり、言いかえれば、「各人」にとって最高の「目的」たる「自分自身の生命の保存」に「いちばん適合した手段」を、〈判断せずにはいない〉のである。

i) してみれば、「各人」がとる〈行動〉（ないし〈行動の仕方〉、ないし〈力の行使〉）とは、また、「各人」が、「自分自身の判断力と理性とに照らして」、「各人」の「自分自身の生命の保存」という「目的」に「いちばん適合した手段」である、と心に抱く「事柄」を、「行なう」ことでもあることになる。

j) そして、前述・e) とおなじ根拠によって、かかる「事柄」を「行なう」「各人」には、「外部にある障害物は遠くに離れている」。

すなわち、「各人」は、上記の「事柄」が〈どのような事柄であれ〉、それを〈行なう自由〉をもっている。

ホブズにあっての「自然権」とは、また、上記の内容をそなえた「自由」であるのである。

16) くりかえせば、上記・15) a) — j) の内容をもつ・「各人」の「自由」が、本・第I部・次・第IV章で分析の対象となる・“*Lev.*” Pt. I. Chap. XIV. Of the first and second Naturall Laws, and of Contract. (第十四章。

第一と第二との自然法について。また、契約について) の冒頭 prg. 1., 2. に規定される「自然権」(「自然に基づく権利」・「自然にしたがふ権利」) である。

そして、同じく・上記・15)・a) — j) からうかがわれるように、この「自由」を本質とする「自然権」が、「各人にたいする・各人の戦争」の〈根本にある・かつ共通の原因〉である。

17) こうして、前出・14) に示された (“Lev.” Chap. XIII. prg. 3.) 「各人にたいする・各人の戦争」の〈個別の原因〉の〈第一〉が、まず、15), 16) に述べたところによって、この「戦争」の〈根本にある・かつ共通の原因〉たる「自然権」に、帰着することが、知られるのである。

III — B

1) さて、〈相互的侵略〉の〈普遍性〉は、当然、「各人」にとって〈被侵略〉が「予想される (may be expected. L. expéctandí)」ことを意味するものにほかならないのであって、この〈予想〉が、「お互いにたいする・この不信 (this diffidence of one another)」(Lev. Chap. XIII. E. prg. 4. p. 184) と言われるものである (L. は、「人間にたいする・かくも激しい・相互の恐怖」としている。prg. 4. OL・III. p. 98)。

そして、「各人にたいする・各人の戦争」の〈第二の・個別の原因〉は、この「不信」ないし「激しい・相互の恐怖」を端緒として、示されることになる。

2) すなわち、E. は、「お互いにたいする・この不信からしますと、なんびとにとりまして、わが身を安全に守る道 (way……to secure himself) としましては、先制攻撃 (Anticipation. [積極防衛]) [を仕掛ける] ほど、理性にかなった (reasonable) 道は、ありません。これは、すなわち、自分を危険に陥れるだけの強さをそなえた・ほかの〔者の〕力にぶつからなくなるま

で、自分の力でできる・あらゆる人間の身柄を、実力なり、策略なりによって、抑え込んでしまったため (to master) なのです」と記し (E. prg. 4. p. 184), Lは、「人間にたいする・かくも激しい・相互の恐怖の中にありましては、なんびとも、自分の身を安全に守る道として、先制攻撃にまさる道を、もたないのです。もちろん、それは、各人が、その者たちからわが身を防衛すべき他人が存在しているのにぶつかる限りは、ほかの・あらゆる人間を、実力と策略とを用いて、自分に屈服させておく努力を払うため (ut...subjícere cónetur) なのです」と述べている (L. prg. 3. OL・III. p. 98)。

3) 上記によれば、「戦争」の・〈第二〉の端緒であるもの(くりかえせば、〈被侵略〉の「予想」・「不信」, ないし〈被侵略〉の「恐怖」)から、「侵略者」の「力」を〈圧殺〉しようとする「欲求」が生ずるのである。

4) しかしながら、この「欲求」も、前出・III) — A, 7) に述べたのとひとしく、「各人」の「自分自身の生命の保存」にたいする「欲望」(ないしは、「各人」の「生命の保存」にたいする・「自然」の〈意志〉)を、《根本》にもつものである。

それゆえにこそ、ホブズは、前者の「欲求」を「原動力」とする・「侵略者」の「力」の〈圧殺〉について、「このことは、その人自身の生命の保存が要求する以上のものではありませんし、それゆえ、誰からも認められているのです」(L.「このことは、もとより、その人の生命の保存が求めている以上のものでもありませんし、また、万人から認められるのをつねとするものでもあるのです」(Lev. Chap. XIII. E. prg. 4. p. 184 ; L. prg. 2. OL・III. p. 98), と断定するのである。

このように、「侵略者」の「力」を〈圧殺〉することが、「誰からも認められている (is generally allowed)」、「万人から (ab ómnibus) 認められる (concēdī) のをつねとする…」のは、この・〈圧殺〉を〈目的〉とする・「先制攻撃」という〈行動〉が、「各人」が抱く・「自分の生命の保存」にたいする「欲求」から、すなわち、「各人」の「生命の保存」にたいする・「自然」

の・〈必然〉の〈意志〉から、発していることによるのである。

5) そして、さらに、かかるものとして・「先制攻撃」という〈行動〉は、「各人」にたいして「平等」に、「必然」に「自然」が命じている〈第二の行動命令〉(〈自らの生命の保存に、諸手段を、適合させよ〉)によって生まれる「賢さ」(〈「非凡な」な理能力〉)が、その〈仕方〉を指示する〈行動〉である。

まさにここに、「身の安全を守る道」として、「先制攻撃」ほど、「理性にかなった道は、ない」とされ、「なんびとも、先制攻撃にまさる道を、もたない」と言われる根拠がある。

6) さて、つぎに、ホブズは、こう言う。

——人によっては、「わが身の安全を守ることが要求する以上に」「征服行動を追求し」、その「征服行動のうちに自分自身の力を眺めて楽しみを味わう」者もいるのであるから、こういう者と異なって、「ほどほどの限界〔〈侵略〉を受けた時にのみ、自分の生命を保存する〈消極防衛〉〕にとじこもって、安んじて満足し」、「侵略〔先制攻撃〕によって自分の力をおしひろげることをしてしない」人々は、「長いこと生きていくことは、できません」。「このことから帰結によって」、「人々の上に支配を増大させること〔先制攻撃・積極防衛〕」は、「人間誰しもの生命の保存にとって必要不可欠なものでありますから、人間誰しものに認められなくてはならないのです」(Lev. Chap. XIII. E. prg. 3. pp. 184-185 ; L. prg. 2. OL · III. pp. 98-99)。

a) この論述は、「*EoL.*」および「*DC.*」にあって、「思い上がり」の「欲求」に引きずられる者が、「節度を守っている人間たち」をも、相互の「戦争」の渦中に巻き込んでいく、とする立論と軌を一にするものであって、「侵略者」の「征服行動」・〈侵略行動〉——それは、すでに「先制攻撃」であり〈積極防衛〉である——は、〈消極防衛〉を許さず、すなわち、〈消極防衛〉に安んじ満足しようとする者をも、〈積極防衛〉・「先制攻撃」に追いやらずにはいな

いのである。なぜなら、「征服行動」という「先制攻撃」そのものに先行する「先制攻撃」（これもまた、「征服行動」であることになる）を行なわずしては、「人々は、長いこと生きていくことは、できない」からである。そして、このことから「帰結」は——「先制攻撃（「征服行動」）」は、「人間誰しもの生命の保存にとって必要不可欠なものであるから」、「人間誰しものに認められなくてはならない」——というものである。

b) ここで、「先制攻撃」（「征服行動」・〈侵略行動〉）は、「人間誰しものに認められなくてはならない」とされる根拠は、かかる〈行動〉が、「人間誰しもの生命の保存にとって必要不可欠なものであるから」と示されているとおり、本・III——B, 前出・4) に述べたところと同一である。

c) 「先制攻撃」という〈行動〉は、その端緒（〈被侵略〉の「予想」・「恐怖」）からすれば、〈必然に〉、「先制攻撃」の〈無限の相互先行性〉を、内包するものである。

この〈無限の相互先行性〉は、言いかえれば、「先制攻撃」の〈普遍的相互性〉である。

ホブズが、本・III——B, 前出・2), 4) の論述にあって、「侵略者」の「力」を〈圧殺〉する〈行動〉、したがって「先制攻撃」について、「このことは、その人自身の生命の保存が要求するものではありませんし、それゆえ、誰からも認められているのです」と述べた時、すでに、上記の〈普遍的相互性〉が含意されていたはずであるが、ホブズが前出・6) の立論を加えたのは、これを明示するためであった、と考えられる。

d) そして、もはや言うまでもなく、「各人」の「先制攻撃」の〈行動〉の〈普遍的相互性〉は、「各人にたいする・各人の戦争」の生起にほかならない。

7) 以上によってみると、「各人」が〈被侵略〉にたいして抱く「不信」、ないしは、「激しい・相互の恐怖」を端緒とし、「各人」のもつ「自分自身の生命の保存」にたいする「欲求」を「原動力」とする・「侵略者」の「力」を

〈圧殺〉する〈目的〉をもつ・「先制攻撃」という〈行動〉の〈普遍的相互性〉が, 「各人にたいする・各人の戦争」の〈個別の原因〉の〈第二〉として挙げられているのである。

8) しかしながら, こうして生起する「戦争」が, 「各人」の「欲求」と, 「欲求」を「原動力」とする〈行動〉とを〈制圧〉する「共同の力」たる「国家」が〈存在しない〉ことを〈条件〉としている以上, 上記の〈個別の原因〉とは, 「各人」が, 「自分自身の生命の保存」を「目的」として, 「自分自身の意志するとおりに」, 「先制攻撃」という〈自分自身の力の行使〉をする「自由」をもつことであり, かつまた, その「自由」は, 「各人」が, 「自分自身の判断と理性とに照らして」, 上記の「目的にいちばん適合した手段である」と心に抱いた事柄であれば「どのような事柄をも行なう」こととしての・「先制攻撃」の「自由」である。

それゆえ, 前出・III——A, 14), 15), 17) に述べたのとひとしく, 「各人にたいする・各人の戦争」の〈個別の原因〉の〈第二〉のものもまた, この「戦争」の〈根本にある・かつ共通な原因〉としての「自然権」に, 帰着するのである。

III —— C

1) 「各人にたいする・各人の戦争」の端緒として残されているのは, 「…各人は, 自分が自分自身に与える〔・評価の〕割合と同じ割合で (at the same rate), 自分の仲間が自分を評価してくれる (value) はずである, と期待しているものであります…」(L. 「…各人は, 自分が自分自身を評価する (æstimat) のと同じ度合で (quántī), 他人から尊敬してもらいたい (tántī ā cæterīs fierī), と意志しているものなのです (véllet)」 (Lev. Chap. XIII. E. prg. 5. p. 185 ; L. prg. 4. OL · III. p. 99) と語られる「情念」である。

2) a) 「自分が自分自身に与える」・「評価」の「割合」, ないしは, 「自

分が自分自身を評価する…度合」とは、「各人」がもつ「力」の・〈現実〉の「割合」・「度合」を〈上回る〉・「評価」の「割合」であり「度合」であることをまぬかれない。

b) ホブズは、「欲求」・「欲求」・「愛」という「情念」（「努力」）と不可分離な「内部感覚内容」である「よろこび」・「気持のよさ」のうち、「事柄の結末ないしは帰結の予見から出てくる予想から起る」（L.「予想から、言い換えれば、事柄の結末ないし帰結の予見から、起る」）ものは、「人間の・心のよろこび」であり・これらは、一般に「うれしさ (Joy. L. *gaúdium*)」と呼ばれる、とし (Lev. Chap. VI. E. prg. 12. p. 122 ; L. prg. 11. OL・III. p. 43),

この「うれしさ」のうち、「ある人が、自分自身の力と力量とを心に描くところから起る」「心の小踊り (exultation of the mind. L. *ánimī ex(s)ultátio*)」を「得意 (Gloring)」と名づけ、

そして、この「得意」が、「自分自身の・これまでの行動の経験に土台をおいている場合には」、「自信 (Confidence. L. *fidúcia*) と同一のもの」であるが、「他人の追従に基づいている場合、ないしは、自分自身によってでっちあげられたものにすぎず、得意に伴う (L.「並外れた行動に伴うのを常とする」) よろこびを目的とする場合には、うぬぼれた思い上がり (Vaine-Glory. L. *glória inânis vel vâna*) と呼ばれる」としている (Lev. Chap. VI. E. prg. 39. pp. 124–125 ; L. prg. 29. OL・III. p. 45)。

c) とすれば、さきの「自分が自分自身に与える」・「評価」の「割合」、「自分が自分自身を評価する…度合」とは、「各人」の「うぬぼれた思い上がり」に基づくものにほかならず、そして、その「思い上がり」は、「思い上がり」にたいする「欲求」を「原動力」とするものである。(なぜなら、「思い上がり」は、それに「伴うよろこびを目的とするとの」、すなわち、「思い上がり」に「伴うよろこび」にたいする「欲求」から、発するものであるからである)。

3) ところで、「各人」がもつ・この「思い上がり」の「欲求」の〈根底〉

にあるのは、本・第II部・前出・II——A, 17) に述べられたように、「各人」が「自らの生命の保存」にたいして抱く「欲求」である。

4) しかし, “EoL.” および “DC.” の場合とことなつて, “Lev.” にあつて重要であるのは, 「各人にたいする・各人の戦争」の端緒が, 「各人」がかかる・「思い上がり」の「欲求」をもつことそれ自体ではなく, 本・III——C, 前出・1) に記したように, 「…各人は, 自分が自分自身に与える〔・評価の〕割合と同じ割合で, 自分の仲間が自分を評価してくれるはずである, と期待しているものである」, すなわち, そのように「評価」されることにたいする・

〈第二〉の「欲求」をもつ, ということである。あるいは, 「…各人は, 自分が自分自身を評価するのと同じ割合で, 他人から尊敬してもらいたい, と意志しているものである」すなわち, やはり, このように「尊敬」されることへの・〈第二〉の「欲求」をもつ, ということが, “Lev.” の場合には重要である。

5) 「各人」が, 上記の・〈第二〉の「欲求」を抱くことが, 重要である, という理由は, 以下のところにある。

a) かかる・〈第二〉の「欲求」は, 「各人」が, 他人に, 〈自分を高く評価させたい, 尊敬させたい〉という「欲求」であり, それは, とりもなおさず, 〈他人を低く評価したい, 軽蔑したい〉「欲望」にほかならない。

b) しかるに, であるとすれば, 「各人」が互いに他人にたいしてもつ・この「欲求」は, 自分が〈自身を高く評価し, 尊敬する〉こと, すなわち, 〈他人を低く評価し, 軽蔑する〉ことが, とりもなおさず, 他人に〈自分を低く評価させ, 軽蔑させる〉という《矛盾》をうちに含んでいる「欲望」であることになる。

すなわち, 「各人」が, 互いに他人に, 〈自分を高く評価させたい, 尊敬させたい〉とする「欲望」を抱くことは, 実は, 〈同時に〉, 互いに他人に, 〈自分を低く評価させたい, 軽蔑させたい〉という「欲望」なのである。

c) それゆえ, 「各人」は, 互いに他人に, 〈自分を高く評価させたい, 尊

敬させたい」という「欲望」をもちながら、いな、もつがゆえに、〈必然に〉直面するのは、他人から投げつけられる〈自分にたいする・低い評価〉であり、すなわち〈軽蔑〉である。

こうして、「各人」は、互いに、他人に、〈自分を高く評価させたい、尊敬させたい〉という「欲望」を抱くがゆえに、〈必然に〉、他人からの「軽蔑、ないし軽視の・あらゆるしるし」(Lev. Chap. XIII. E. prg. 5. p. 185; L. prg. i. OL・III. 99) にさらされざるをえないのである。

d) しかるに、その「軽蔑、ないし軽視の・あらゆるしるし」も、「思い上がり」の「欲求」を消滅させることはなく、また、他人に、〈自分を高く評価させたい、尊敬させたい〉という・〈第二〉の「欲望」を払拭するものでも、けっして、ない。

e) 却って、上記の「しるし」は、「各人」を、「自分を軽蔑する者たちからは、打撃を加えることにより、それ以外の者たちからは、これを見せしめにして、もっと大きな評価 (a greater value) をむしり取ろうとして、あらん限りのことをやってのけようと、努力する」ことへ、駆り立てずにはいないのである (Lev. Chap. XIII. E. prg. 5. p. 185)。

f) 上見のように、「自分を軽蔑する者たちからは」、「もっと大きな評価をむしり取ろうとして」、この者たちに「損害を加える」ために、「ありとあらゆることをやってのけようと、努力する」ことが、「その者たちを静まらせておく・共同の力をもたない人々の間で」生起する以上、その「努力」は、「こうした人々に、お互いの殺し合いをさせるのに、余りあるものであるのです」

(Lev. Chap. XIII. E. prg. 5. p. 185. Lは、ここを、つぎのように書いている。「各人は、…軽侮の・あらゆるしるしにぶつかり、仕返しのために、したい放題の努力をします。言いかえますと、共同の力が存在しない場合には、お互いの殺し合いに至るまで、仕返しのための努力をします。これは、もとより、お互いが、報復を見せしめにして、相手よりも大きな・自分への評価を、見ている者たちからむしり取るためなのです」) (Lev. Chap. X

III. L. prg. 4. OL · III. p. 99)。

6) こうして, 本・III——C, 前出・1) に記した端緒が含む・〈第二〉の「欲求」(「情念」) が, 自らに内包する《矛盾》によって, 「賢さ」が教える「ありとあらゆる」〈行動の仕方〉・〈力の行使〉の「原動力」となるところに, 「各人にたいする・各人の戦争」の〈個別の原因〉の〈第三〉のものがある。

7) ホブズは, 上見の〈個別の原因〉を語る時に初めて, 「人間全部をひれふせさせる力量をもつ力が存在しない場合には」, また, 「その人々を静まらせておく・共同の力をもたない人々のあいだでは」, という・「各人にたいする・各人の戦争」の〈生起〉の〈条件〉を, 語っている (Lev. Chap. XIII. E. prg. 5 ; L. prg. 6)。

8) 一つには, この・「共同の力」たる「国家」が〈存在しない〉ことが, すでに知つたとおり, 「各人」にとって「外部にある障害物が遠くに離れていること」すなわち「自由」であること, 二つには, 「思い上がり」の「欲求」が, したがって, また, 前述の・〈第二〉の「欲求」が, 《根底》にあっては「各人」の「自らの生命の保存」にたいする「欲求」であること, 三つには, それゆえ, かかる二つの「欲求」を抱く時, 「各人」は, 「自分自身の生命の保存」を「目的」としているのである, ということ, さらに, 四つには, 〈第二〉の「欲求」がもつ《矛盾》から生じて, 「賢さ」が指示する〈行動の仕方〉・〈力の行使〉が, 「もっと大きな評価をむしり取ろう」としての・「お互いの殺し合い」を含む「ありとあらゆることをやってのける」ことである, ということ——以上を考慮するならば, あの「戦争」の〈個別の原因〉の〈第三〉のものもまた, 〈根本にある・かつ共通の原因〉としての「自然権」に, 帰着することが, 理解されるのである。

IV

以上のように、三つの prg. にわたって、「各人にたいする・各人の戦争」の〈三つの・個別の原因〉を挙げたホブズは、そのまとめを、つぎの〈仕方〉で〈表現〉している。

1) 「それゆえ、人間というものの自然本性 (the nature of man. 上見の〈三種の「情念」ないし「欲求」。《根底》にあっては、「各人」の「自分自身の生命の保存」にたいする「欲求」) の中に、私たちは、争い (quarrell. L. sîmultās. 「敵意」, 「対抗」) の・三つの・主な原因 (principall causes) を、見出すのです。第一に、奪い合い (Competition), 第二に、不信 (Diffidence. L. dēfēnsio. 「防衛」), 第三に、思い上がり (Glory) であります」 (Lev. Chap. XIII. E. prg. 6., p. 185 ; L. prg. 5. OL · III. p. 99)。

2) 「第一の原因は、利得 (Gain) を目的に (for), 人々に侵略を行なわせます。第二の原因は、わが身の安全 (security) を目的に (for), 人々に侵略を行なわせます。第三の原因は、世評 (Reputation) を目的に (for), 人々に侵略を行なわせるのです。第一の原因は、自分自身を、他人の身柄の、他人の妻、他人の子の、そして他人の家畜の、主人にするために (to make themselves Masters of…), 暴力を用います。第二の原因は、自分のもつ・これらのものを防衛するために (to defend them), 暴力を用います。第三の原因は、取るに足りないものを原因として (for), 暴力を用います。たとえば、軽侮の・たったの一語、たった一つの冷笑、意見の・たった一つの喰い違い、および、どのようなものであるにしましても、それ以外の・軽侮のしるしで、じかに本人の身柄に向けられたものか、ないしは、遠回しに、本人の親族、本人の友人、本人の祖国、本人の職業、あるいは、本人の肩書に向けられたものが、それなのです」 (Lev. Chap. XIII. E. prg. 7., 185 ; L. prg. 5. OL · III. p. 99)。

3) 「以上によって明白でありますのは、人間が、それらの人間のすべてをおそれさせておく・共同の力をもたずに生活している時間がつづく限り、それらの人間は、戦争と呼ばれる・そうした身の上にある、しかも、各人にた

いする・各人の戦争とでもいうような身の上にある, ということであります」(Lev. Chap. XIII. E. prg. 8. p. 185 ; L. prg. 6. OL · III. p. 99)。

4) 上記の「戦争」の〈三つの・個別の原因〉をまとめるさいの・この〈表現の仕方〉は, すでにくりかえして述べたとおり, 「各人にたいする・各人の戦争」の・かかる〈個別の原因〉が, 〈根本にある・そして共通な原因〉たる「自然権」に, 帰着することを, 裏づけている。

i) すなわち, まず, 「人間というものの自然本性」と言われる時には, それの〈根源〉にある「欲求」, 言いかえれば, 〈根本にある・共通の欲求〉としての・「各人」の・「自分自身の生命の保存」にたいする「欲求」が, 第一に, 考えられざるをえない。

ii) そして, この〈根本にある・共通の欲求〉が, 「利得」にたいする「欲求」, 「世評」にたいする「欲求」という〈個別の欲求〉となって現われる, としなくてはならない。(もちろん, これらの〈個別の欲求〉もまた, 「人間というものの自然本性」を形づくるのであり, したがって, 普遍性をもつものではある)。

iii) ところで, 「各人」の・「自分自身の生命の保存」にたいする「欲求」が, 〈根本にある・共通の欲求〉である以上, その「欲求」の対象たる・「各人」の「自分自身の生命の保存」は, 「各人」にとって〈根本にある・共通の目的〉である。

iv) してみると, 〈個別の欲求〉の対象であり, ホブズが〈個別の目的〉とする「利得」ならびに「世評」は, 上記の〈根本にある・共通の目的〉に, 帰着することになる。

v) そして, それゆえ, これらの〈個別の目的〉の〈手段〉である・「侵略を行なう」こと, 「暴力を用いる」こともまた, 〈根本にある・共通の目的〉の〈手段〉としての〈行動の仕方〉・〈力の行使〉に, 帰着する。

vi) しかも, その〈行動の仕方〉・〈力の行使〉は, 「各人」の「自分自身の生命の保存」という〈目的〉の〈手段〉である以上, 「各人が, 自分自身の判

断力と理性とに照らして、この目的にとっていちばん適合した手段である、と心に抱く」・〈行動の仕方〉であり〈力の行使〉である。

vii) そして、最後に、「人間」が「各人にたいする・各人の戦争」の「身の上にある」のは、「これらの人間すべてをおそれさせておく・共同の力をもたずに生活している時間がつづく限り」であり、すなわち、「各人」が、「外部にあくる障害物が遠くに離れている」という意味での「自由」をもつ限り、である——。

以上のようにして、くりかえして言えば、「戦争」の〈三つの・個別の原因〉をまとめるさいの・ホブズの〈表現の仕方〉は、これらの〈個別の原因〉が、〈根本にある・そして共通な原因〉としての「自然権」に、帰着することを、推理せしめるものである。

(第 I 部・第 III 章。終り)